

◎議 事 日 程 (第 4 号)

平成17年 9 月15日 (木曜日) 午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (55名)

1番	日 永 貴 章 君	2番	築 地 一 貴 君
3番	吉 川 三津子 君	4番	榎 本 雅 夫 君
5番	岩 間 泰 彦 君	6番	田 中 秀 彦 君
7番	村 上 守 国 君	8番	岡 本 敏 秋 君
9番	岩 田 豊 君	10番	後 藤 嘉 親 君
11番	田 島 長 生 君	12番	青 山 治 重 君
13番	真 野 和 久 君	14番	鬼 頭 勝 治 君
15番	杉 野 正 彦 君	16番	浜 本 七 重 君
17番	平 野 博 吉 君	18番	八 木 一 君
19番	近 藤 健 一 君	20番	小 沢 照 子 君
21番	井 桁 憲 雄 君	22番	後 藤 和 巳 君
23番	吉 川 靖 雄 君	24番	堀 田 清 君
25番	中 島 義 雄 君	26番	桜 井 敏 彦 君
27番	佐 藤 克 典 君	28番	佐 藤 肇 君
29番	加 藤 和 之 君	30番	黒 田 勝 一 君
31番	大河内 通 彦 君	32番	古 江 寛 昭 君
34番	飯 田 正 之 君	35番	後 藤 芳 徳 君
36番	大 島 功 君	37番	大 宮 吉 満 君
38番	永 井 千 年 君	39番	黒 田 国 昭 君
40番	大 鹿 一 夫 君	41番	中 村 文 子 君
42番	伊 藤 典 之 君	43番	大河内 克 見 君
44番	加 藤 敏 彦 君	45番	加 賀 博 君
46番	宮 本 和 子 君	47番	林 輝 光 君
48番	横 井 滋 一 君	49番	石 崎 たか子 君
50番	伊 藤 米 郁 君	52番	渡 辺 治 雄 君
53番	佐 藤 勇 君	54番	太 田 芳 郎 君
55番	加 藤 正 利 君	57番	金 森 懿 市 君
58番	柴 田 義 継 君		

◎欠 席 議 員（２名）

33番 祖父江 靖 君 51番 堀 田 幸比古 君

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	教 育 長	青 木 萬 生 君
助 役	山 田 信 行 君	秘 書 室 長	水 谷 正 君
総 務 部 長	杉 山 政 男 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 部 長	藤 松 岳 文 君
保 健 ・ 福 祉			
部 長	中 野 正 三 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君
八 開		佐 織	
総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君	総 合 支 所 長	山 崎 敏 次 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

きょうは33番の祖父江ノ議員と51番の堀田幸比古議員が欠席の届けが出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（横井滋一君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位11番の20番・小沢照子議員の質問を許します。

○20番（小沢照子君）

おはようございます。20番の小沢照子でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

初めに、公共施設及び公用車等の看板や標識の早期書きかえについてでございます。

愛西市が誕生して5ヵ月が過ぎました。市民の皆さんのお声をいろいろ伺っておりますが、その中の一つに、市内の看板や標識等を早くきちんと書きかえてほしいという要望がございます。旧町村から愛西市になって書きかえが必要な物件はどのようなものがあるでしょうか。よく目につく公用車はほとんど書きかえが済んでいるとのことですが、他のものの進捗状況と、書きかえがすべて完了するのはいつごろになるのかお聞かせください。

次に2点目といたしまして、子ども（中学生）議会の開催についてでございます。

ことしの夏休みも、各地の子ども議会の様子が新聞で報道されておりました。旧佐織町では、平成13年から毎年8月に子ども議会が開催され、その実施要領の中に、「21世紀の佐織町を担う子供たちに厳粛な議会を体験させるとともに、自治のとうとさを教え、次代のリーダーとしての認識を高めさせ、さらに子供たちの意見や要望を町政に反映させることを目的とする」とあり、子ども議会の開催は、子供たちはもとより、父兄の皆さんにも大変に好評でございました。みずから学び、みずから考える力を育成する子供のときから地方自治の仕組みを学び、市政への関心を高め、現在生活している地域社会に対する理解を深めることは大切なことではないでしょうか。

先ごろ国土地理院が、新しい企画を始めるに当たって一般公募を行う旨の発表をしました。これは初めての試みであり、対象者は全国の小・中学生ということでございます。本市におきましても、ある程度固まった大人の考え方や取り組み方だけではなく、ソフトな子供の視点での意見や要望、また提案を市政に反映させることは大変に価値あることだと考えます。そして

また、4町村が合併して新市となったわけでございますので、子ども議会の開催は市内の中学生の一つの交流の場にもなると考えます。子ども議会の開催について市長の御所見をお伺いいたします。

以上2点、前向きな御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○総務部長（杉山政男君）

最初の御質問にお答えさせていただきます。

看板や標識等の早期書きかえでございますけれども、少しおくれていまして申しわけございません。各公共施設や学校の玄関等の名盤・表札等大規模なものにつきましては、御存じのように、昨年2月にそれぞれの4町村におきまして臨時会を開催させていただいた折に、合併前に書きかえが済んでおりますけれども、また合併いたしまして、6月議会においてその予算を議決していただきました。そして、その後準備に入っておるわけでございますけれども、書きかえの現在の状況でございますけれども、道路等の案内標識や市名標識等は経済建設部で進めておりますので、経済建設部長の方から後から答弁させていただきます。

その他細かいものでございますけれども、書きかえが必要なものについて、旧町村名の入っていた看板、いわゆる、先ほどちょっと出ましたんですけれども、公用車とか、巡回バスのバス停、ごみ集積かご、それから各施設の案内標識、いわゆる広告塔、避難場所、掲示板等がございますけれども、多種にわたっておるわけでございますけれども、公用車は、八開のバスの前が一部ちょっと特殊でして、よそへ出さないかんそうでございます。その部分と消防団の分団以外すべて済んでおります。それから、佐屋地区のバス停は全部終了しておりますけれども、佐織地区のバス停につきましては今発注中でございます。それからその他の看板、ごみ集積かご、案内表示等は、シール張り等の軽易な修理をそれぞれの課から発注させていただいておりまして、完了しているものもありますし、制作中のものもあります。少しでも早く完成させるよう今努力しておるところでございますけれども、この細かいものにつきましては総務課の方でまとめておりますけれども、11月ごろまでには完了できると思っております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず、総務部長の方からもお話がございましたが、看板の書きかえ等につきましては大変皆様方に御心配をおかけしておりまして、まことに申しわけございません。市道、県道、国道等に立ててある愛西市の公共施設への案内標識や市名の表示、旧町村名が入った標識の市町村名の修正を行うということで、実は9月6日に請負業者と契約を交わしました。

まず、議員御質問の、どんな施設の案内標識がありますかという御質問でございましたが、旧町村の各施設への案内、例えば佐織地区でいいますと「佐織町勝幡地域防災コミュニティセンター」となっておりますのを「愛西市勝幡地域防災コミュニティセンター」と、そういうふうに改めていくとか、八開地区ですと「ようこそ、八開村へ」という看板がありますが、これを「ここは愛西市です」ということで、その看板を生かす形で表示がえをしてみたいと。それで、案内標識の数なんですけど、案内標識は先ほど申しましたのは86カ所ございまして、う

ち佐屋で13、立田で33、八開で20、佐織で20。市名標識の関係が39ヵ所ございまして、佐屋で8、立田で29、佐織で2というような形になっております。ちなみに、佐屋地区につきましては850万5,000円で藤安全施設株式会社、立田地区につきましては273万円で株式会社キクテック、それから八開地区におきましては336万円で株式会社保安企画稲沢営業所、佐織地区につきましては147万円で三協道路標識株式会社名古屋支店、こちらの方に契約を交わしておりますので、議員がおっしゃいましたように、一応、一番遅い工期のものにつきましては12月25日までの工期となっておりますけれども、できるものから順次早急に書きかえができるように、業者の方へ指導をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○教育長（青木萬生君）

小沢議員の子ども議会についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨年度までに旧佐屋町、佐織町で子ども議会がどのように行われていたかという経緯について御説明をさせていただきたいと思っております。

旧佐屋町では、平成10年度から平成14年度まで実施されておりました。しかしながら、学校側に負担がかかり、マンネリ化したという理由で取りやめたと伺っております。また、旧佐織町では、先ほど議員がおっしゃいましたように昨年度まで実施しておりました。

この子ども議会につきましては、合併協議会では廃止の方向で検討するとなっております。実施するにつきましては、やはり中学生たちのいろんな条件を見ますと、やはり夏休み期間が適当だと思われませんが、ちょうどこの時期に広島市の平和の派遣事業、それからサクラメントへの国際交流事業等、中学生が参加する事業がこの時期にはございます。議員がおっしゃいました、本当に子供のソフトな柔軟な発想ということを大切にしたいわけでございますが、学校側の意見を十分に聞きながら今後判断したいと、このように考えております。以上でございます。

#### ○20番（小沢照子君）

最初の看板・標識の件でございます。御努力なさって推進をされておられることはわかりませんが、1点だけ、例えば佐織公民館の玄関に松の木がございまして、これは「佐織町の木」というふうに書いてありますけれども、こういうものはそのままの標識で残されるのでしょうか。子供さんをお持ちの父兄の方に聞かれましたのでお伺いをいたします。

#### ○総務部長（杉山政男君）

愛西市としてまだ決まっておられませんので、当然その部分は看板だけ取るという形が妥当かなと思いますけれども。

#### ○20番（小沢照子君）

取り外しをなさるんですか。いつごろですか。

#### ○総務部長（杉山政男君）

できるだけ早い時期に、業者と相談しまして、すぐ取れるものだったら、今ちょっと私、どういふものか把握しておりませんので申しわけございませんけれども、取れるものだったらすぐ取りたいと思います。

○20番（小沢照子君）

そうですか。そういうものの各種いろいろ市内じゅう見て回るとあると思いますけれども、本当に取り外しをされる予定であれば早目をお願いをして、また愛西市の云々というふうに関かの看板をつけていただくと住民の方もよくわかるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから中学生の子ども議会の件でございます。私も合併協の内容を見まして、廃止の方向というふうにありましたけれども、旧佐織町で数回、佐屋町も何回か開催されておりましたけれども、御父兄の方の御意見等伺ったり、子供さん、中学生の方もそうでございますが、非常に好評だったんですね。いい体験をさせていただいたとか、いろんな子供の視点の意見がよかったとか、大変好評でございましたので、ことしはもう夏休みは済みまして、来年またそれに対応できるような長期の夏休みがあるわけでございますが、これは本当に実施を完全にしないということでございますか、いま一度御答弁をお願いいたします。

○教育長（青木萬生君）

先ほどお答えさせていただきましたように、学校側と十分話し合いをさせていただくと。学校側、先ほど、中学校に負担がかかるというような、旧佐屋町さんの、中学校側に負担がというのは、置きかえると中学生にと読み取った方がいいんじゃないかと思います。今、合併協議で廃止の方向と出ましたのは、その会に私は出ていなかったわけでございますが、夏休みに入りまして子供たちは非常に多忙であると。7月いっぱいには部活動、7月の終わりは郡市の大会、西尾張の大会、7月終わりから8月初めにかけて県の大会、東海・北陸の大会、その間にまたジュニアコンサート等が旧佐織ではあり、8月の10日前後の第1週から1週間は行事や会議を持たない日、その後、2期制に立田以外は通知表となっておりますので、1学期の学習、3年生は進路、それから新人戦というような学校の事業等がメジロ押しになっているんじゃないかと。そういう中で、一町の場合は二つの、旧佐織町でいえば二つの中学校でしたので、割かし調整が可能であったんじゃないだろうかと。これが6校になった場合、その辺のところを6校の中学校長と十分話し合いながら、できれば進む方向で検討させていただきたいというように考えております。

○20番（小沢照子君）

検討していただけるということですかね、御答弁は。

○教育長（青木萬生君）

はい。中学校長等に、この子ども議会について、果たして夏休みの期間中に実施が可能であるかどうかということを中心に検討するというところで御理解いただきたいと思います。

○20番（小沢照子君）

夏休みに限らなくても、やはり夏休みは本当に生徒の皆さんも多忙だと思うんですね、特にね。だから夏休みに限らず、例えば春休みとか、そういう時期も考えていただいたり、中学3年生に限らず1年生でもいいと思うんですね。この点で市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（八木忠男君）

お答えいたします。

今、教育長から申し上げました、合併をして、各中学校それぞれの過去の歴史がある中でありますし、広島派遣も一緒に、そしてサクラメント国際交流も一緒というようなことで進めておっていただきます。教育委員会、あるいは学校側の意見を尊重したいと思っております。

### ○20番（小沢照子君）

やはり合併をいたしましたので、こういう機会を通して、各中学校、旧4ヵ町村の学校の、ほかにも交流の場はあるとは思いますが、こういう場も大事な交流の場になるのではないかと思います。やはり、大きく申し上げますと21世紀の愛西市を担う子供たちのいろんな考え、質問を聞いて、それに答えたり、また意見、提案等に耳を傾ける時間と場所をつくるというのは私たちの義務ではないかと思いますので、この有意義な時間と場所をつくるということもいま一度検討いただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

### ○議長（横井滋一君）

20番・小沢議員の質問を終わります。

次に、通告順位12番の38番・永井千年議員の質問を許します。

### ○38番（永井千年君）

私は3点質問をいたします。

まず最初に、農地の違法な転用、産業廃棄物による汚染を許さない市の決意を具体的に示せという問題であります。

新しい市になりまして農地パトロールが全域で行われるようになりました。農地課からの報告によりますと、違反転用の場所は、地区別には、佐屋地区が6ヵ所、立田地区が25ヵ所、八開地区が8ヵ所、佐織地区が3ヵ所の合計42ヵ所であります。違反項目別には、産業廃棄物の置き場が6ヵ所、資材置き場が33ヵ所、そして駐車場が1ヵ所、廃車置き場が2ヵ所となっております。これを面積にいたしますと6万7,532平方メートルに上るわけです。

この地区別の数字を見ますと、まず1点の質問ですが、立田地区の25ヵ所に対して佐織地区が3ヵ所ということで、大きな開きがあります。今回のパトロールで違反転用の現状は正確につかまれたと考えているのか。それとも、市内全域でのパトロールは始まったばかりなので、まだ正確にはつかまれていないのかどうか、各地区の現状について御説明をいただきたいというふうに思います。二つ目に、この違反事項ごとにどのような指導方針で臨んでいるのかについて述べていただきたいと思っております。そして違反箇所のうち、直接本人を指導できたのは何件なのか、その結果、指導に応じ是正されたのは何件なのか、指導に応じないのは何件なのかについても説明ください。これらの違反転用のうち、農地法上の告発の期限というふうによく言われます3年以内の違反事例は、この中で何件あり、その3年以内の事例についてはどのように是正されたのでしょうか、御説明ください。

二つ目に、こうした違反事例の中でも、産業廃棄物置き場とか、産業廃棄物がまじった残土の置き場であるとか資材置き場、あるいは廃車の置き場など、過剰な保管などによって周辺農地の汚染が心配で何とかしてほしいの声がたくさん私どもにも寄せられています。こうした声

が寄せられて市が悪質だと判断している場所はどこなのか、具体的に御説明いただきたいと思  
います。

3点目は、継続して監視をしてまいりました立田地区の中で、私が一刻も早く解決しなけれ  
ばならないと思っている箇所について具体的に聞きたいと思います。

その一つは、早尾榎下 1,685平方メートルの土地についてであります。これは、昨年5月12  
日に8月までに運び出す是正計画書が出されているにもかかわらず、8月が過ぎた今、是正が  
されていません。私はこの一年間、海部事務所の環境保全課や農政課などに対して何度も、行  
政処分も含めた次のステップの指導を強く要請してまいりました。これに対して県は、8月ま  
で黙って待つことはいたしませんとたびたび回答をしておりました。しかし、この4月に海部  
事務所の人事異動があり新しい担当者に聞きますと、そんなやりとりもありましたかという返  
事になってしまっています。やはり事態を継続的に把握、掌握しています市の環境課や農地課  
が、行政処分も含めた次のステップの指導を県に具体的に求めていく必要があるだろうという  
ふうに思います。この件について具体的に述べていただきたいと思います。

もう一つは、森川の井桁西というところに1万 1,493平方メートルという大変広い違反転用  
の場所があります。これは、先ほど報告しました市の違反転用面積の17%を占める市内最大の  
違反転用場所で、高い塀の中に産廃まじりの残土が積み上がったまま放置をされています。

そして三つ目が、ふれあいの里の北にあります山路頭俱前というところの 793平方メートル  
であります。これは事実上、肥料工場、肥料の製造を行っておりまして、悪臭を出し続け、す  
ぐ近くにふれあいの里があることもあり、大変問題になっております。

それからもう一つは、これは「土倉江東」というふうに通告には書いておきましたけど、ち  
よっと間違えておりまして、葛木の江東 856平方メートル、これは資材置き場として扱われて  
いるようではありますが、ここで最近野焼きが行われています。主に早朝、週末、行っているよ  
うであります。この問題についてはどのような指導をされているのでしょうか。

このほかにも、早尾流というところに 790平方メートルの産業廃棄物置き場、山路の西新田  
445平方メートルには廃車置き場、廃車の上に土をかぶせて、その上に草が生えているという場  
所があります。これらの立田地区の悪質な事例への効果ある強い指導が求められています。そ  
れぞれについて指導の現状、解決の方法をどのように考えているのか、具体的に御答弁いた  
だきたいというふうに思います。

4点目は、やはり県の指導は、先ほど申し上げましたように、なかなか農政課と環境保全が  
一体となった強い指導となっておりませんし、人事異動があればまた仕切り直しと言わざるを  
得ないような県の状況があります。そうならないように県に強い指導を求めるとともに、市独  
自で、私が前から主張しています廃棄物条例などを制定して、条例に基づいた立入指導などが  
できるようにして、この産業廃棄物による汚染を許さない市の強い決意を示すべきだというふ  
うに考えます。この点は市長の考えを伺いたいというふうに思います。

大きな2項目めであります。小規模工事等希望者登録制度の創設で、市が発注する仕事への  
受注機会の拡大をという問題です。

この制度は福島市で始まりまして、全国に広まり、ことしの6月20日現在の全国商工新聞の調査によりますと、43県、318自治体に拡大をしています。愛知県内では津島市が50万円、そして蒲郡市が130万円、武豊町が130万円、大口町が工事・修繕は50万円、物品は30万円と、4自治体で実施をされています。この制度は、競争入札参加資格のない地元業者で、小規模で簡易な工事などの受注施工を希望する者を登録して、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大して、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度であります。多くの実施自治体が市内で6ヵ月以上営業などの最低限の条件はつけておりますが、例えば建設業の許可であるとか、法人・個人、青色申告・白色申告などの経営組織のあり方や申告形態、そして従業員などは問わないとしているのが特徴であります。通常、競争入札参加資格のある地元業者が参加をいたしますと、ほぼ80%以上がそれらの業者が受注してしまうというふうに言われています。ですから、この眼目は、競争入札参加資格のある地元業者は参加できないようにしてすみ分けている点であります。市内の建設業者は、一部の方を除いて大変な仕事不足で、厳しい経営状態が続いております。市内の建設業者を支援するための施策として大変有効な制度であることは、全国のこの制度の広がりでも既に試され済みであります。私は、愛西市において、工事や修繕は130万円以下で、そしてこれを工事・修繕にとどまらず、物品の納入にも広げて、物品は30万円以下で実施されることを提案したいと思います。ぜひ愛西市でも制度をつくっていただきたいと思います。この点も市長の考えを伺いたいというふうに思います。

大きく3点目は、消防力の整備指針を早期に達成し、住民の安全の確保という質問であります。

1961年に、消防庁舎や消防車両、そして消防水利、消防職員について定めた消防力の基準は、達成を目指す目標ではなくて、達成されていて当然の市町村の消防力の必要最低限の基準であって、これらの基準に地域の実情に応じてさらに独自の上乗せがなされるべきものととらえるべきであると考えます。愛西市の達成状況は、消防庁舎が3の基準に対して2と、1分署不足しております。消防車両は、ポンプ自動車は8台に対して5台と、3台不足しておりますが、はしご車1台、化学車1台、水槽車3台、救助工作車1台、救急車3台は基準どおりであります。そして消防水利は、昨日の答弁でもありましたが、消火栓が851、防火水槽が356、プールその他が24と、1,231基と83%の充足率で、240基不足しております。そして、肝心かなめの市の消防職員の基準の達成率は61%で、全国平均の75%を下回っております。基準でいえば171人必要であります。現在、消防職員は104人と、67人不足をしています。全国平均には24人不足しているわけでありまして。こうした、組合が発足してから30年たつわけでありまして、今までこの消防力の基準をどのように理解をしてきたのか。今までなぜ市町村の消防力の必要最低限の基準である消防力の基準が30年たつても達成されてこなかったのか、この基準についての考え方を御説明いただきたいというふうに思います。

そして、ことし6月13日に「消防力の基準」が改正をされて、名称が変わりまして、「消防力の整備指針」が施行されました。この中で、この整備指針について、この文書では、消防力の整備を進めるに当たっての単なる目安というものでなく、各市町村はこの指針を整備目標と

して、地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されるものであって、今回の改正を踏まえた消防計画の見直しを行っていただきたいとしております。早期にこの新しい整備指針を達成する計画をつくっていくべきであると思います。新しい消防力の整備指針による数値目標は、従来の消防力の基準と比べてどのように変化をするのか、御説明いただきたいと思っております。また、新しい指針に基づいた消防計画の見直しは現在どのように検討されているのか、どのような計画で消防力の整備を進めようとしているのか、その概要について御説明をいただきたいというふうに思います。

以上3点について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、大きな1点目の①番と②番についてお答えをさせていただきたいと思っております。

①番の御質問については4点ほどではなかったかと思うんですが、正確につかんだと思っているのか、正確につかんだと思っていないのかということですが、数につきましては、先ほど議員がおっしゃっておみえになりましたような数であると、現状をそういうふうに思っております。

それから、違反ごとの指導について御質問でございますが、その指導内容につきましては、農地に原状回復していただきたいと。許可の対象になる物件につきましては許可申請を出していただくようにと、そういった指導をいたしております。

それから、直接本人の指導、または指導に応じなかったのは何件かということでございますが、新しく農業委員さんがお決まりになってから、その中で市内パトロールをいうことで、まだ2ヵ月経過でございますので、そこまで、御質問の内容全部まで至っておりませんので、お許しがいただきたいと思っております。

それから四つ目の質問でちょっと確認をさせていただきたいんですが、3年以内で違反でなくなったものは何件ぐらいあるかというお尋ねというふうに理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

申しわけございません。旧町村の中で、先ほど永井議員がおっしゃってみえたような件数のあれをしっかりと書いたものを持っているところと持っていないところもありましたので、その現状の違反農転の中でこういう区分けをさせていただきましたので、その3年以内でどれが発生してどれが是正されたというところまで掌握はいたしておりません。ちなみに立田地区の関係で、それは私が掌握しておりますので申し上げますと、9件是正がされて、現在25件になっているということでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から御質問の答弁をする前に、戸倉江東とありましたのを葛木地内と言いかえられましたが、この場所の確定をちょっとしたいものですから、どこでございましょう。新鵜戸川橋の北西のところですか。

[発言する者あり]

少しお待ちください。

失礼をいたします。大変お待たせしました。

私どもは戸倉地内の関係とっておりましたので、ちょっと話がずれております。まことに恐縮でございます。

先ほど永井議員がいろいろ言われましたが、これらの施設については、今まで愛知県とともに指導してまいりました。御指摘のありましたように、計画書が出されていてもそのように是正されていないのが現状でございます。今後も愛知県農政課、環境保全課とともに強く指導していく考えでございます。

一部、戸倉地内と言われましたものですから、ちょっと葛木地内の方まで明確にどう指導したかということまでは、私ども、きょうすぐというわけにもまいりません。まことに恐縮でございます。

それから、先ほど申しましたように愛知県の農政・環境保全一体となって指導しておりますが、なかなかそうならないとの御指摘でございましたが、先ほど来申しておりますように、これは産業廃棄物がほとんどでございます。それらのことも考え合わせまして、産業廃棄物処理法、そんな中で愛西市としても立入調査をし、事に当たっております。今後も愛知県と連携をいたしまして対応を考えていきたいと思っております。したがって、市単独の廃棄物条例等を制定するよりも、現在ある産業廃棄物処理法の中で対応していくのが本意だと思っております。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えいたします。

今、市単独の条例はということを担当が申し上げました。今までいろいろな地区でそれぞれの状況が発生して、その対応が県当局、そして私ども、一層今まで以上に強く県当局、あるいは関係機関とも連携をとりながら指導をしてまいりたいと思っております。そんな状況の中で、現段階としましては、諸法令のもとで指導をしていくという考え方でありまして、市単独でという考え方は持っておりません。

それから、小規模工事等の登録制度であります。これも、業者はできるだけ市内のということで基本的な考え方は持っているわけでございまして、これからも、今おっしゃっていただいたような内容につきましては勉強をしてまいりますけれども、現段階は今までどおりという考え方でございます。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは、消防力の整備指針を早期に達成し、住民の安全の確保という関係の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

御質問の中で、現在の消防力の基準、これをどのようにとらえているかという御質問がございました。現在の消防力の基準、先生が御発言の中にもありましたように、これは最低基準であれ、それを下回ることはないではないかという御発言でございましたけれども、この消防力

の基準につきましては、あくまでも国が望む基準でございまして、それを目標に各自治体も整備を進めてきたわけでございます。また私どもも、この消防力の基準が6回改正なされた中で、それに合わせた私どもに必要な部分についての整備は進めてきたわけでございます。また、ここで発言していいのかわかりませんが、この消防力の基準がすべてイコール補助事業の基準になっていたという部分もございまして、現在はそのような補助制度自体がなくなりましたので、今回の改正、消防力の整備指針につきましては、そのような部分は含まずに、完全なる整備計画ができるかと思っております。

それで、基準と現有の比較でございます。まず、私どもも、きのうの加賀議員の御質問の中で、組合設立当初のスタートのことを少し御説明させていただきました。2署で管内すべてを網羅するという組合のスタート時の一つの申し合わせ事項ができておりました、その2署で何とかエリアをカバーできないかということで、きのう申し上げましたように応援協定等を踏まえた対応をしてきたわけでございます。しかしながら、今日の非常に社会情勢の変化ということで、今回の整備指針に基づいてすべて消防総合計画ということで、非常備消防団を含めた計画を今後取り組んでいくわけでございますけれども、現在、見直しはどこまでできているかということでございます。また、数値の変化はということでございます。

この数値につきましては、現在の私どもの運用自体が、今回の整備指針とほぼ一致した部分が多くございます。よって、現在、職員の数につきましても、乗りかえ運用等、既にこれは私どもやっております。やはりこの地域で何人の職員が必要かということで、初動態勢からの算出ということで、現在の定数106名に改正したときにお願いをしている部分でございます。その数値等につきましても、この整備指針で当てはめると、現在、担当の方で、地域の実情という部分を抜きますと、ほぼ現在の消防力の基準と同じになりますけれども、今後私どもの方で地域の実情に即したと、具体的な目標というところでそれが修正をしてまいりたいと思っております。これにつきましても、消防団等、各すべてを含めて対応になろうかと思っております。よって、最後には、各地域、この海部地方の広域化、また我々の消防署の移転、増設等、すべての面から見て、今後、この整備指針に基づいた整備計画に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

### ○38番（永井千年君）

それでは2回目の質問をしたいと思っております。

まず農地の違法転用の問題であります。私は個々の事例についてどのような指導をやっておるのかについて説明してくださいというふうに言ったんですが、説明がされておられません。こうした法違反の悪質な事例については、積極的にやはり公表していく必要がありますし、こうした議会の中でもきちっと質問されたら具体的に答弁をしていただく必要があるだろうというふうに思います。私はそれは答弁漏れだというふうに判断をしておりますので、それぞれ、4カ所プラス2カ所、具体的な事例を挙げましたが、これについて具体的な説明をしていただけないでしょうか。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員の方は、先ほどの1回目の御質問のときも、「悪質だと判断をして」という言い回しをされたわけなんですけど、私ども農業委員会といいますか農地課サイドの立場で申し上げますと、農地の違反ということについては、悪質、悪質でないという判断はしかねるんじゃないかと。違反の犯してみえることについては何ら変わりはないというふうに判断をさせていただいております。議員のおっしゃいました、6件というお話なんですけど、先ほどの御発言の趣旨の中でおっしゃってみえた産業廃棄物置き場というふうに理解をさせていただくのであれば、立田地区の4カ所と八開地区の1カ所と佐織地区の1カ所と、そういうふうに御質問を受け取らせていただいてもよろしいわけですか。

[発言する者あり]

それで、まず立田地区の四つですね。これは早尾地内、榎下と早尾の流ですか。それから宮地の大縄場、長代地内ですね。それから森川の井桁西地内。

○38番（永井千年君）

そういうことは聞いていないんです。この6カ所について具体的に教えてください。

○議長（横井滋一君）

今、部長の方は、立田の4カ所と八開と佐織というお話でした。それで永井議員は立田の6カ所という意味じゃなかったですか。その辺の調整をお願いします。立田の6カ所の説明を求めてみえるんです。部長、そのように答弁願います。

[「議長、休憩」の声あり]

暫時休憩をとります。11時10分まで休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

○市民生活部長（藤松岳文君）

先ほど永井議員のお話にありました榎下の関係でございますが、6月8日、県の環境部よりは正計画書を切っていただきまして指導に当たっておるところでございますが、先ほど申し上げましたように是正されていないのが現状でございます。今後も環境課と合同しまして、是正に努めていただくよう指導していきたいと考えております。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、早尾の流、葛木の江東、こちらにつきましては新市になってからは会っておりません。ただ、旧立田村のときも、実際に呼び出しをかけたわけですが、連絡がとれずに出てみえないという状況で現在まで至っております。

それから山路の頭俱前につきましては、7月6日呼び出しをさせていただきまして、撤去してくださいと。その上で原状回復をお願いしたいというお話をさせていただいております。

それから山路の西新田地内でございますが、手紙を発送させていただいておりますが、連絡がとれないという状況になっております。

それから森川の井桁西でございますが、これも実は旧立田村時代、昨年6月11日、16日、22日、県の産業廃棄物課と一緒に現場指導の方へ行っており、指導をいたしたわけですが、新市になってそれ以後、作業がストップをしております、現在連絡がとれない状況になっております。以上です。

**○38番（永井千年君）**

状況はわかったわけでありましてけれども、この問題、ここの当市でもそうですけれども、農地課と環境課の関係が、どちらが責任を持って指導していくのかという問題がある。県の方も農政と環境保全が、ある意味でちょっとぶつけ合いみたいなところがあります。法的に農地法違反での告発というのは、この地方では飛島村で十数年前に一度やられたことがありますので、ああした事例についてはやはり告発まで踏み切らないと問題の解決になかなかつながっていかないというふうに思っております。特に3年以内にそういう点で、告発をしてきちっと迫っていくということが必要だろうというふうに思います。そういう点で、県に対して、市としてどういう要望をしていくのか。県とともにというのはわかるんだけど、その辺がなかなかちょっと聞こえてこないんですよ。一緒に行ったりしていろいろ話をしてるのはわかるんですけども、具体的に例えば、この早尾の榎下の事例などについては、もう次のステップの指導に踏み切らないと、期限を切って8月末とやったのに、9月になっても全くそのままでは、そんなふうかということで、結局ずるずるいってしまうというふうに思いますので、ちょっと6点、個々にはそれぞれの状況の違いがありますが、この榎下の問題について1点だけ、県に対して市としてどういう要望をしていくのかということについてお答えください。

**○市民生活部長（藤松岳文君）**

先ほどお答えいたしましたように、8月末現在で改善されていないということでございます。愛西市としても、愛知県の方へ強く改善を求めよう、一緒にお話をしにいきたいと思っております。

**○38番（永井千年君）**

具体的な答弁が返ってきませんので、この辺で打ち切って次の問題に入らせていただきます。

小規模工事等希望者登録制度の問題でありますけれども、私は、八木市長は商工業者の出身であり、繊維事業を長くやってみえたという経験もあるわけでありまして、中小零細業者、今の景気の中での状態というのは一番よくわかってみえるだろうというふうに思うんですね。そこでお尋ねをしたいんですが、今、地元業者の受注率ですね、市内業者の。全体の工事の中で受注率は何%なのかという問題と、例えば私の提案のように130万円以下は建設業の許可も指名願も出していない人にやっていただくとしたら、どのぐらいの金額的な、あるいは件数的なものがあるのか、わかってみえたらちょっと説明をいただきたいと思っております。

**○企画部長（石原 光君）**

ただいまの御質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、地元業者の受注率は何%かという1点目の御質問ですけれども、正確な数字について

は今手元に持ち合わせてございません。現状までの入札の執行状況を見た上で私なりに判断をしておりますけれども、大体、地元業者さんの関係で約50%以上、地元業者さんが受注してみえるんじゃないかなというふうにとらえております。

それから2点目の130万円以下がどれぐらいあるかという御質問ですけれども、大変申しわけございません。今、追い質問の関係で御質問いただきましたけれども、その辺の詳しいデータのものは現状としてまとめておりませんので、また機会があればそういったものも、一応、きょう御質問いただいた中で一度整理をしたいと思っております。

### ○38番（永井千年君）

先ほど市長より勉強はしますということですので、ぜひ今の130万円以下の現在の状況を踏まえまして、この近くには津島の事例もあるわけですから、ぜひ取り寄せて、あるいは担当者に聞いていただいて、研究をして、やる方向でやっていただきたいというふうに思います。

最後にちょっとこの問題での要望ですけれども、市内業者に対して耐震改修だとか障害者・高齢者用の改修を行ったら、その1割を発注者に対して交付する制度を、全国多くのところで、今私が提案した小規模工事登録制度は公の仕事ですけれども、民間の人がそういう改修をやったら、例えば100万円の工事をやったら10万円を限度にして補助金としてお金を出しましょうという制度をたくさんの方がやってみえるんですね。少ない金額で市内で落ちるお金が大きいわけですから、この制度も大変注目をされておまして、ぜひ商工業者の出身である市長に、これらの提案も含めて新しい施策を踏み切っていただくように提案をしていきたいと思っておりますので、御検討ください。

それから最後、消防力の問題であります。地域の実情に即した目標ということで、これは地域に即した実情を考慮しなければ、大体今の基準どおりになるのではないかとということで、67名、現在の消防力の基準においては人員が不足しておりますが、これは消防長は、地域の実情に即した目標を立てれば、その不足分は解消して、現在の106名ということにおさまってしまうというふうに考えてみえるのかどうかお答えください。

### ○消防長（古川一己君）

ただいまの御質問でございますけれども、「地域の実情に即した」という部分でございます。現在、106名が即イコール今回の整備指針の基準とは判断してございません。まだいろいろな面で、その基準、地域の実情、例えば地形等、昨日の御質問にもありましたように、現場到着時間等が一番問題になるわけでございます。そのようなものを考慮した中で乗りかえ運用、また隊員の1隊の人員の減、例えば5名乗車のものを4名にして出動させる、そのようなことを総合的に踏まえた整備計画を進めてまいりたいと思っておりますので、イコールではございませんので、その辺、御承知おきしていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

### ○38番（永井千年君）

今の消防長のお答えは、今度の整備指針によりまして、例えば指揮隊の問題であるとか、消防ポンプに搭乗する人員を5名から4名に減らすとか、あるいは消防隊と緊急隊の兼務の問題とか、消防職員の総数の問題についてちょっと聞きたいんですが、特に兼務という問題につい

て、それを行うかどうかという点ではどうでしょうか。

#### ○消防長（古川一己君）

現在の基準につきましては、消防というのは専任制というのが進められてきたところがございます。そして私どもも専任制という考えでございました。けれども、私どものこのような小規模消防におきましては、専任制でいきますと、先ほど先生が言われました 150何名の、はしご車でも 5人ずつの 3交代15人要るとか、いろいろな場面が消防力の基準で示している人員でありまして、既にそのような乗りかえ運用、兼務、また救急隊が火災出動も現在もしております。なお、これで予防業務、また一般的本部の業務等の隔日勤務者の兼務ということも視野に入れて検討してまいりたいと思います。以上です。

#### ○38番（永井千年君）

最後にちょっと市長に伺いたいんですが、昨日の質疑の中でも、職員を減らす方向で定員管理を行っていくというふうに市長は明言をされておりますが、この消防職員の場合でも例外ではないというふうに考えてみえるのかどうか。私は、消防力の整備というのは市民の命にかかわる問題でありますので、当然、この整備指針の達成を目標にしなければならないというふうに考えております。したがって、今からもう削減するということを決めるのではなくて、具体的な、これから整備指針に基づいた消防計画が作成されていくわけですから、それを最初から市長が予断を与えてしまって、消防署もちゃんと減らしていけよという、総枠を決めてしまって考えるようなやり方は、これはまずいと思うんですね。必要なものはきちっと、減らすこともあるかもしれないけれど、ふやすところは、命にかかわることですからきちっとふやしていくということが必要だというふうに思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

それぞれ消防長が答弁申し上げました。現場、実情、現状は消防長が一番よく把握、掌握していることですので、そうした検討の内容を十二分尊重して進めてまいります。

#### ○議長（横井滋一君）

38番・永井議員の質問を終わります。

次に、通告順位13番の46番・宮本和子議員の質問を許します。

#### ○46番（宮本和子君）

介護保険についてと日置の産業廃棄物焼却炉について、2問について質問を行います。

介護保険について。

6月22日に介護保険法が、自民、公明、民主の賛成多数で可決、成立いたしました。予防介護導入による軽度者のサービス給付制度、地域包括支援センター創設による自治体の保険者機能の縮小など、国の財源を削減することを目的とした今回の介護保険法の改悪は、高齢者の生活保障どころか、命の保障をも厳しくしていると言わざるを得ません。憲法25条の精神にそむいた介護保険制度の改悪として、社会保障の汚点となると思われま。ここで、10月から介護保険3施設——特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などで実施さ

れるホテルコスト（居住費、食費の自己負担化）の導入など、緊急な課題についてお尋ねいたします。

10月からの介護保険改正に伴い、影響する特別養護老人ホームなどの3施設入所、デイサービス、ショートステイなどの利用状況と負担増（人数、金額）についてお尋ねいたします。また、市民への影響についての見解をお聞かせください。

2点目、老人保健施設に家族が入所されている方で、施設で10月からの改正でホテルコストの負担が、今まで月10万4,340円だったのが10月から18万750円になり、7万6,410円も負担増になるという説明に驚いたということです。1.7倍になります。普通に暮らしている人でも月10万円の負担も大きいですが、1.7倍も負担がふえれば、それを聞いた高齢者は「家に帰りたい」と言ったそうです。施設入所の場合はほとんどは在宅では見ることができなくて入所している人がほとんどで、使用料が払えない人はどうなのか。頼る家族のいないひとり暮らし、老老世帯がふえ、行き先のない高齢者がふえるのではないかと懸念します。また、通所サービスやショートステイなど在宅介護の食費まで負担増になれば、介護を控える高齢者も出てくるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。また、低所得者への利用料の減免、軽減についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

3点目、介護保険の住宅改修に対する利用状況と支払い方法について、どのようになっていますかお尋ねします。

2点目の日置の産業廃棄物焼却炉について質問を行います。

辻清掃の問題では、昨日の真野議員がし尿処理の関係で質問をされ、翠川議員が公害防止協定の問題で質問をされましたので、私は日置にある産業廃棄物焼却炉周辺の住民の声を紹介するという形で質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日置にある産業廃棄物中間処理施設は、愛西クリーンセンターに3月に県が施設譲渡許可しました。辻清掃から愛西クリーンセンターに譲渡されたといっても、辻清掃の従業員に譲渡されたということでは、今までどおり操業をするということです。今まで辻清掃が行ってききました周辺住民への黒煙・においなどの公害をまき散らしてきたことを考えますと、これ以上産廃炉の操業を続けてほしくないというのが住民の率直な気持ちではないでしょうか。経営者の頭をすりかえただけで何ら変わらないという状況では、住民に納得されるはずがないと考えます。津島市を皮切りに周辺町内の愛西クリーンセンターの説明会が行われていますが、金棒町では操業再開はやめてほしい、金棒町として操業再開をさせないでほしいなどの意見が多く出されたということです。また、愛西市の職員から「操業を認めないと愛西クリーンセンターから損害賠償を請求される」と言われたという話も聞きました。愛西市の職員が住民の立場に立たなくて企業の立場に立つということとはとんでもない話でございます。愛西市としての愛西クリーンセンターの立場に立つのか、住民の立場に立つのかが問われる問題でもあります。昨日の翠川議員の質問でも、市民生活部長は、住民の同意がなければ許可しないように県に要請し、住民第一と考えていると答弁されています。愛西クリーンセンターへの愛西市の対応、見解と考えてよろしいのでしょうか、まずお尋ねします。

あとの質問については、一問一答方式で自席に着いてお尋ねしますので、よろしくお願いたします。

○議長（横井滋一君）

答弁願います。

○保健・福祉部長（中野正三君）

私の方から介護保険につきまして御説明を申し上げます。

1点目の介護保険の改正に伴う特養等の影響額でございますが、6月のサービスで8月に支払いました件数並びに費用でございますが、特別養護老人ホームにつきましては、対象の方が200人ございまして5,771万8,000円。介護老人保健施設でございますが、107人の方に対して3,279万円。それから療養型医療施設でございますが、60人の方に2,886万4,000円ということになっております。そのほかに在宅の方が御利用になりますデイサービスにつきましては602件、3,727万5,000円、ショートステイにおきましては139件で1,159万2,000円となっております。そのほかのサービスを合わせますと6月の保険給付としましては2億900万ほどになっておるものでございます。宮本議員が御質問になりましたその影響対象額としましては、今申しました額の合計が1億6,823万9,000円ということで、これが1ヵ月の数字でございます。この対象者の方々の、先ほど宮本議員が御質問の中で申されましたような形の影響が出てくるわけでございますけど、現時点ではまだその正確な数値までは把握はしておりません。ただ、個々でもう10月から発生することでございますので、個々の事業者はそれぞれの契約改正の準備を進めているやと思っております。

それから、質問の中でございましたように、確かに今回の主な改正につきましては、居住費の中で光熱水費、電気、ガス、水道等と食費が在宅の方とのバランスが欠けるというような観点から、この利用者の公平を期するという形と、保険給付の効率化という形で改正がなされているものでございます。ちなみに、特養の中での一つの例で申し上げますと、住民税非課税世帯で要介護5の方で、多床室と申しますが相部屋の方でございます。改正前は約4万円の利用者負担が、改正後は3万7,000円という形で、3,000円が安くなるという計算が出ております。ただ、課税世帯の例を申し上げますと、同じような状態で、改正前では5万4,000円の利用者負担が改正後では8万1,000円ということで、2万7,000円高くなるということでございます。デイサービスとかデイケアとかということでは食材費の御負担をいただいておりますが、改正によりまして新たに調理にかかる費用の御負担もいただく形となります。この食費につきましてはそれぞれの施設で多少異なるかと思いますが、改正前は食材費として1回370円前後の金額が自己負担となっておりましたが、10月からは食費として550円前後の金額が自己負担となり、1日180円の負担増となると思われます。

次にショートステイとデイにつきましても、同じように食材のみの負担が、滞在費と食費がそれぞれ自己負担という形になります。一つの例を申し上げますと、改正前は食材費として1日950円前後を自己負担としておりましたが、10月からは食費として1,380円——これは国の基準でございますが——となりますので、430円前後が増加し、これに滞在費1日320円

、国の標準でございますが加算になり、差額として 750円前後の負担増となると。そして、自己負担につきましては、調理コストが保険給付から除かれますので、152円ほどが安くなって、実質の1回の負担増としては600円前後の負担増となるということでございます。そのようなことが影響の中で出てくるとおられます。

低所得者の方に対する施策といいますか軽減のことでございますが、低所得者の方につきまして、住民税非課税世帯ということでございますが、ここにつきましては、居住と食費の負担を低く設定をするということで、過重な負担にならないようにという形になっております。また、世帯全員が住民税非課税の高額介護サービス、現行は2万4,600円でございますが、これが世帯全員が非課税で、かつ御本人さんの年金収入が80万円以下の方につきましては、上限、2万4,600円ございました上限を1万5,000円になるというような軽減の措置が行われるものでございます。

3点目の住宅改修の利用状況等でございますが、愛西市になって、この9月の支払い分までにつきましては、支給人員は67名の方がございます。そして、その総額は7,273万円となっておって、お1人当たり10万8,562円、支払い方法につきましては償還払いで御支給お願いを申し上げておるものでございます。

続きまして、次の御質問につきましては市民生活部長よりお答え申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

愛西クリーンセンターについてでございますが、昨日来いろいろ御答弁をさせていただいておりますが、何度も申し上げますが、操業する前に同意をいただいてからということで、住民説明も十分するようお話をしておるところでございます。この許可をします海部事務所環境保全課の方には、同意がなければ許可はしてくれるなということで、口頭でもお話をし、また業者の方にも同意が得られるよう説明会を開催するようお話もしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○46番（宮本和子君）

今、介護保険の問題でちょっと1点漏れているところがあるんですが、通所サービス、ショートステイなどのいろんな負担がふえれば、介護を控える高齢者も出てくるのではないかと思いますが見解をお聞かせください、こころ辺をもう少し、具体的にどんな見解を持ってみえるかちょっとお聞かせください。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

私どもは、確かにそのような不安を持たれるような方があろうかと思っております。ただ、現時点で私どもとしては、今、国の方の説明を受けている段階で、これは旧措置者といいますか、介護保険は平成12年の4月から始まったものでございます。それ以前は市町村が措置という形で行わせていただいた経緯がございます。その中で、私どもが国の説明を受けておる中でございますが、この旧措置者の入所のための負担軽減措置が17年4月から5年間延長されることと決まっておりますというような説明を受けております。確かに今、宮本議員がおっしゃるよう

に、それ以降の方におきましては負担増、特に今、個室といいますか、先ほど申しましたような相部屋が、新規の場合におきましては相部屋ではなくて、それぞれの個室という形で施設が整備をされてまいっております。この点におきましては相当な御負担になろうということは予測をされております。私どもとしてはなるべくいろんな御相談には、国の制度としておやりになる中で私どもとしては精いっぱい、その施設側とのタイアップをして、いろんな状況下において対応をしたいと思っております。そういうことが見解にはならないかもしれませんが、そういう形を持っております。

1点、私がちょっと、一番最後の住宅改修のところで数字の読み間違いをしたかもしれませんが、再度申し上げさせていただきますが、9月支払いで67名で「727万 3,000円」と申し上げるところを「7,273万」と申し上げたかもしれませんが、727万 3,000円でございますので、訂正させていただきます。以上でございます。

#### ○46番（宮本和子君）

今言われましたように、いろんな、そういう点では低所得者に対する減免とかということでは多少は考えておられますが、今、国の方向で、今、部長もおっしゃいましたように、新しい施設はどんどん個室でないとも認められないという状況がありますが、この地域は幸いにして新しいそうした個室式のは少なく、先日も、昔の佐屋寮で、今、佐屋園ですか、あそこに行ってお聞きしましたら、あそこは本当にほとんど個室はない状態で、築25年がたっているということですが、やはりそういった県の施設もあるということで、低所得者の方も20%、100人のうち20人見えるというところで、古いそうした施設には何とか低所得者の人も受け入れられるんですが、これからどんどんそういった個室とかホテルコストのかかるところでは、低所得者の方が入れない状況というのが生まれてくるんですよ。ですから、こういう今回の改正は本当に低所得者には大変厳しいし、今までやはり施設に入ってこられた方でも莫大な費用の負担がかかるということでは本当に大変で、先ほども申しましたように、うちへ帰りたい、それだけかかるんだったら申しわけないという声が出るのは、私は当然だというふうに感じます。そういう点で、今後こうしたところできちんと低所得者の方については、そういう減免の制度がありますと。これは申請方式ですので、知らなくて申請できないということでは受けることができないので、そういう点では具体的にはどのようにそういった申請などの援助をするのか、そういう点をまずお聞きしたいと思います。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

宮本議員のおっしゃいますように、それぞれの御利用者が十分な御理解がいただけないまま推移するということは当然避けなければならんこととさせていただきます。私どもとしては、この10月号の広報にあわせて改正内容のパンフレットを全戸配付したいというふうに考えております。それと、あと施設入所者の方たちにおきましては、減額制度の周知を図るために個別のリーフレット等を配付する予定ではございますが、またショートステイやデイサービスの方につきましても対象者を調査して申請書を送りたいと思っております。今申し上げましたように、施設入所者につきましても、リーフレットを送るということは今申し上げましたけど、送るとと

もに、なおかつその内容を施設とともに十分な把握を、それぞれの状況を把握して、御負担が軽減措置に当てはまるものであれば、それなりの対応を的確にさせていただくような状況をつくりたいというふうに思っております。

#### ○46番（宮本和子君）

ぜひ、そういう点では本当に、低所得者への制度が利用できるという方が、すべてのそういった該当者に申請できるような手配をやはりしていただきたいと思えます。

先ほども、影響についての正確な人数とか負担増における金額の把握などをされていないということですが、今後はやはり所得別も含めて、どれだけ愛西市の方たちのサービスがどうなっていくのか、制度が変わることによってサービスが受けられない状況が生まれてくるのかも含めて実態調査を把握することが私は大変必要だと思いますので、そういう点でも、やはり次回までにきちっと市民への影響なんかも含めて把握できるように対策を立てていただきたいと思えますが、その点はいかがでしょう。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

御指摘を承っております。どちらにしても、私どもとしては、介護保険が、保険料等におきましてはこの3年のサイクルの中で来年度という形にはなりますけど、影響としては御指摘のようにこの10月から即出てまいる状況下でございますので、的確なその辺のつかみをしたいと思えますし、何度も申し上げますように個々の御利用者についても、先ほど申し上げましたように漏れのないような対応をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

#### ○46番（宮本和子君）

3点目の問題で住宅改修の関係なんですけれども、支払い方法が、一時立てかえをして、その後で9割戻ってくるという償還払いなんですけど、住宅改修になりますとやはりまとまったお金が一遍に出るということで大変なんですけど、津島市では住宅改修と福祉用具購入費の受領委任払いを4月から実施しております。負担の多い住宅改修や福祉用具について、支払いが1割分だけすれば済むというこの制度は、大変利用者に負担が少なくて済むということで大変喜ばれているということで、津島市の職員の方にもお聞きしましたらそういってお話をされておりました。愛西市でもそういった住宅改修や福祉用具購入費の受領委任払いの制度をぜひ導入していただきたいと思えますが、見解をお聞かせください。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

津島市さんは介護保険における住宅改修はたしか以前からおやりだったと存じております。そのときに私どもは他の自治体のところも調べた経緯がございますが、この受領委任払いの対象者の場合において、その住宅改修の業者を登録制というような形でたしかおやりであったかと思えます。そういうことは、各、私どもの存じている自治体の中でも、その取り入れることによって業者さんを限定することがあり得る場合が生じると、そういうことで各市町村の担当の中では議論がなされておった状況下でございます。これは佐織のときもその検討を実はさせていただいた経緯がございます。それと、18年、来年の4月からは、この制度の改正がここも含めて出てまいるわけでございますが、今までですと終わってから申請に行くという形になり

ましたけど、今後は事前審査、行政側というか介護保険の保険者の方が事前審査をすると。取りかかる前に内容審査をするという形がとられてくるやに伺っております。それを含めましていろんな状況下を想定した中で、私どもとしては、御利用者の方が利用しやすいような形をとるのが行政だと思っております。それをとることによって、その御利用者さんたちが制限をしなきゃならんような制度的なことはやはり考えるべきではないというふうなことも一点が議論という形でございます。そこら辺を踏まえて、よくいろいろな調べ方をさせていただいていきたいというふうに思っております。

#### ○46番（宮本和子君）

先ほどの永井議員の質問とそういう点では、津島市が行っている小規模工事など希望者登録制度というのに関連があるお話だとは思いますが、そういう点も含めて、やっぱり愛西市の業者も潤い、そして利用者にも利用しやすい制度ということは、ぜひ一緒の形で今後検討して、やはり早急に実現していただくように要望いたします。

次に日置の産廃の問題ですけれども、平成9年より辻清掃は日置に産業廃棄物焼却炉の操業を開始して、佐屋、津島の住民中心に環境を考える会が立ち上がり、佐屋、保健所、辻清掃とともに何度も地域住民と説明会など協議を積み重ねながら、施設の改善などを行ってきました。周辺住民は、当初から黒煙、におい、ダイオキシンなどの環境汚染に悩まされてきて、何とかしてほしいと、毎日の生活の中で公害日記などをつけてきました。津島の方も以前公害日誌をつけておられましたが、先日、環境課長さんにもお渡ししましたが、環境課長にお渡ししたのは金棒町の方の公害日誌なんですけど、14年の3月から15月の1月までのもので、月に多いときで15日間、大体平均月8日間はおおよそ黒煙が出ている状況で、公害日誌をつけられない日もありますので、それを考えますとそれ以上の被害を受けていると考えられます。公害日誌をつけている方は、黒煙が出ているのを見ると息子のぜんそくが心配になったり、朝など洗濯をしているとにおいが鼻についてノイローゼになるぐらいだったと。布団も干せないし、夏になっても窓をあけられない状況だったと話しておられました。辻清掃がバグフィルターなど施設改善を行った後の昨年の平成16年11月からことしの2月1日までの公害日誌にも、においや黒煙の様子や、また辻清掃、佐屋町職員、海部事務所などの職員なんかに連絡をとりながら、においや黒煙を本当に訴えておられました。こうした住民の健康、暮らしが本当に辻清掃によって脅かされている状況をどのように市長として考えておられますか、お聞きいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

この産廃処理施設も、それぞれの議員の皆さんから御質問をいただいております。過去のいきさつ、状況もお話をいただきましたし、実際、私、市長にならせていただいてから大きくこの件については聞かせていただいているわけでありまして。そんなことで、旧佐屋時代のいきさつも係より聞いてきております。きのうも担当も申し上げましたけれども、いずれにしても、地域住民の皆さん、あるいは関係の、愛西クリーンセンターですとか、あるいは県、あるいは私ども、本当に真剣にこの点についても考えて進んでいかなくてはいけないということと同時に、御答弁でも申し上げました、毅然とした考えを持って進めてまいりたいと思っております。

おります。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

大変申しわけございません。先ほどの御質問の中に、職員がさも業者に味方をしたような言い方をされた点が出てまいりました。私、座っております、どうしても納得がいきません。そんなことのないよう指導しておるつもりです。また、職員も名札をつけております。そういう職員がおりましたら名指しで教えていただきたいと思いますと思っております。

#### ○46番（宮本和子君）

名指して、あんまり名指しはしたくはなかったんですが、そう言われると名指しをしなきゃいけない状況に私も追い込まれましたが、金棒の総代さんが市役所の環境課に行きまして、説明会を一度やったんですね。その後に、一応、どうしたらいいんだということで、何か環境課にお出かけになったときに、愛西市の職員から操業を認めないと愛西クリーンセンターから損害賠償を請求されると言われたということ、また班長会でそれをおっしゃったそうです、総代さんが。そういうことですから、言われたことは私は事実だと思いますし、名指しと言われた方は心当たりがあるというふうに思いますので、やはりそういう点では、具体的にはそういう話が金棒では行き渡っておるとい話なので、やっぱりそれはあんまり職員としてはふさわしくない言葉ではないかと私は思いましたので、この場できちっと発言させていただいたので、やっぱりこれは職員として、住民の命、暮らしを守るという立場ですから、絶対こういうことは、やっぱりどういう形であろうと、どういう方にこそつとまった話かもしれませんが、正式に総代さんがごあいさつに行ってお話をされている中でそういう話をするということは言語道断だというふうに私は考えますので、どなたが発言されたかは職員の中で一度きっちり話をされたらいかがでしょうかと思います。

それと、9月12日ですが、金棒では環境課長列席で愛西クリーンセンターの2度目の説明会が行われました。自治会長が愛西クリーンセンターについての、職員の方が帰られてからだそうですが、突然この問題について採決をとりたいというふうでおっしゃったところ、参加者や、またその会の委任状も含めて、この愛西クリーンセンターの操業に対する反対の人が29名、賛成が7名、どちらでもないのが6名となりました。愛西クリーンセンターの操業に対してやはり反対が圧倒的な人数となり、金棒としての反対するという形になったということをお聞きしました。多分そのうち環境課の方には自治会長さんから報告があるとは思いますが、こういった住民の意向は今度の辻清掃の問題ではしっかり受けとめて、やはり住民の立場でこの問題を取り組んで、今、市長さんもまた改めて毅然とした態度で取り組むというお話をされましたが、市長はいろんな式典でも、人と緑が織りなす環境文化都市「愛西市」にしたいとあいさつをされていますように、やはりこうした公害をまき散らし廃棄物処理法違反をするような施設は、環境都市「愛西市」にふさわしくないと考えます。これ以上日置の産業廃棄物焼却炉での操業はやめてほしいという金棒の住民の立場に立つことこそが、やはり愛西市の市長の使命ではないかと考えますので、もう一度市長の見解をお聞かせください。

#### ○市長（八木忠男君）

同じ答弁になりますけれども、私なりの努力、考え方で進んでまいりたいと思っております。

○議長（横井滋一君）

46番・宮本議員の質問を終わります。

これで暫時休憩といたします。午後は13時30分より再開いたします。また、その後、少しお時間ちょうだいいたしまして全協をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（横井滋一君）

会議を再開いたします。少し時間も早いわけでございますけれども、おそろいでございますので一般質問を続けます。

通告順位14番の第6番・田中秀彦議員の質問を許します。

○6番（田中秀彦君）

議長のお許しも得ましたもので、質問通告書に従い2問質問をさせていただきたいと思っております。

ちょっと風邪を引きまして、お聞き苦しい点があるかもしれません。途中でせきをするかもしれませんが、御容赦をひとつお願いいたします。

まず第1点は、地域活性化を実現するための構造改革特区申請についてでございますが、構造改革特区構想は、皆様も御存じのとおり、官から民へ、国から地方へという構造改革を加速させるために、小泉内閣が極めて重要な政策の一つとして位置づけられて、現在実施されている制度であることは御承知だと思います。この間も解散があつて、小泉自民党が大勝したわけでございますが、なお一層これは郵政と同じく加速されるのではないかと思えるわけでございますが、現在の経済状況は、ほんの一部の大企業が好決算で明るいという見通しが立ったという明るさが感じられるという昨今でございますが、日本の経済の大多数を担っておる中小零細企業にとっては、いまだまだほとんど明かりが見えないというような状態ではないかなと思うわけです。このような現状を考えるに、現在のような、要するに閉塞された混迷の状況下にある我が国の経済を立て直して再生させるための方策として構造改革特区構想が、平成14年12月に法案が成立したわけでございます。そして、特区申請が現在までで6回にわたり申請手続が行われ、許可がなされ、実施されておるということを聞いております。この特区申請には、地方公共団体、あるいは民間事業者等が自発的なアイデアと工夫により、限られた区域内での各種の規制を撤廃し、あるいは緩和することによって新規の事業をやりやすくする、またその地域の経済を活性化しようという趣旨で発足した制度であると聞いております。

そこで1点お尋ねをいたしますが、特区制度は定期的に、地方公共団体、あるいは民間事業者等に規制の特例措置に関する提案を受け付けるということになっているが、ことしまで約3年経過したわけでございますが、計8回受け付けられたと県の方へ問い合わせをいたしましたら聞き及んでおりますが、間違いはないかどうかということと、提出先は、私は県庁の方だと思

っておりましたら、そうではなくて内閣官房の方へ直接出すんだということもお聞きしたわけ  
でございます。そんなようなことで、現在3年経過したわけでございますが、合計8回そのよ  
うな申請手続がなされたかどうかの1点。

それからもう1点は、合併以前に旧4ヵ町村がそのような提案があったかどうか、これもあ  
わせてお尋ねをしたい。

それから、今後愛西市として、この構造改革特区制度についての基本的なお考えをお尋ねし  
たいと思います。

それから小項目の2点目、地域性を生かした構造改革特区申請への取り組みについてでござ  
いいますが、合併した旧4ヵ町村はおのこの地域の特性を持っており、旧佐屋町、あるいは佐織  
地区においては一部市街化区域があります。また、名鉄、近鉄、あるいはJR関西線も走って  
おるわけございまして、また国道、主要県道、その他も走っておるわけで、当然、農地、商  
工業地、住宅地が混在した中において、愛西市の中においては非常に発展性のある地域ではな  
いかなあと思います。他方、私が住んでおります八開地区とか立田地区におきましては、農地  
が見回してもほとんどでございます。その中に集落、農地の中に一部集落があり、その中に  
商工業者あるいは店舗等が点在しておる、また一部既存宅地といいますか、昔の宅地におい  
ては一部小さな団地が点在しておるといのが現状でございます。このように、愛西市の中にお  
いても、非常に佐織・佐屋地区とそれから立田・八開地区においては二極化が進んでおるの  
ではないかと。また、今後ますます進むのではないかなあと思えるわけでございます。です  
から、このような二極化を考えた場合に、今回私が提案しております特区申請を一度考えていた  
だいて、そしてそれが採択されるかどうかはわからないわけですが、おのこの4ヵ町村がま  
ず支所を中心として各地域の特徴をとらえたアイデアを提案し、本庁で集約する方法が地域を  
生かす方法ではないかなあということで、この点をまず次にお尋ねをしたいということでござ  
います。

次に、先ほど申しました特に八開・立田地区においては、現状の都市計画法に基づく全地域  
が、前にも私が質問しました、それから今回村上議員も質問されましたが、全地域、八開・立  
田地域は市街化調整区域であります。当然、市街化調整区域となればいろいろ住宅その他に建  
築の制約がございまして、人口の減少に歯どめが現在かかっていないというのが現状ござい  
ます。八開でも、私が議員になった当時は5,200人ばかりいたと思いますが、今5,000人を切  
っておるような状態でございます。そんな状況で、八開・立田地区の基幹産業と言われている  
農業についても、農業経営者その他からお聞きしますと、農業経営者の高齢化、あるいは後継  
者不足によって、近い将来には農地が耕作放棄といいますか荒れ地になるというような懸念が  
あるということも聞いております。そんなような点も、近い将来にはそういうことも起こり得  
るであろうという考えが立つわけですが、その点の対策はどのように考えてみえるのかとい  
うこともひとつお聞きをしたい。私は農業のことについてはあまり、私は農業を経営したこ  
とはございません。自分で事業は経営しておりますが、農業を経営したことはございませ  
んが、いろいろ農業関係の方、あるいは農協の方にお聞きしますと、当然こういうことが起こり得る

であろうと。それから、オペレーターその他が農地を管理してもらえない、農協も管理してもらえないということになれば耕作放棄、荒れ地の問題が出てくる可能性がある。しからばどうすべきかということは考えなきやいかんのじゃないかという時期だということ、よく聞いております。ですから、再度お聞きしますが、そのような状態になる前の手だてとしてどんな方法があるかということもお聞きしたいと。

それから、私は素人なりの考えでございますが、そういう策が、耕作放棄とかそういう点になった場合には、最終的には、近い将来には農業といえども法人が参入する、そういう時代が近々来るのではないかなあと思うわけですが、それも近い将来、農業の活性化のためにも、ある意味では参入を認めなければいかんのではないかということも思うわけでございます。それに関連して、現在、愛西市として、農業法人として経営してみえる戸数というのはどれだけあるかということをお聞きしたいと思います。

それと、一番肝心なことをお話しさせていただきますが、この構造改革特区申請に際して、特に八開・立田地区の人口減の歯どめとか活性化対策として、私は集落周辺、要するに営農に適していない地域といいますか、集落周辺には農耕地として適していないところがございませう。もちろん佐屋、佐織の中にもございませう。ですから、そういうような農地を宅地化できるような方法、方策はないかと。これを特区申請ができないのかということ一度提案したいと。もちろん無条件で認めるのではなくて、一定要件を踏まえて、そして、例えば町の方が旧に田舎の方へ入ってみても、これはなかなか同化できないということですから、2世帯が同居されるような方法とか、あるいは面積としては一定要件、500平米、150坪までとか、そういう制約を設けて、ぜひとも歯どめをかける方法、方策を設けていただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、2点目の行財政改革についてお尋ねをいたします。

単純に収入役を置かないことについてと書いてございますが、今回市長は収入役を置かない決定をされました。収入役の事務を助役に兼掌させる条例制定の議案が今議会に提出されておりますが、この決断と助役制定には大いに私は賛同するものであります。市長は、三役を置いて、私も実は三役を置いて当たり前と思っておりましたが、その既成概念を取っ払って、とらわれずに、選挙公約である行財政改革の一環ととらえられたと思っておりますが、助役が収入役を兼掌すると。そして少しでも行財政改革を進めるんだという強い姿勢で臨まれておるのではないかと推察するわけでございます。ことわざ「まず隗より始めよ」ということわざがございませうが、トップが身を削る姿勢を示してこそ、部下も当然理解し、協力し、ついてくれると思うわけでございます。ですから、この収入役廃止というのは大いに賛成できる議案だと私は思っております。なお、あわせて申せば、今後とも一層の行財政改革に努めていただきたいと思います。

そこで市長にお尋ねしますが、今後の行財政改革の重点課題を二、三お聞かせいただきたいと思います。

また、助役と収入役を兼掌させる予定の山田助役においては、大変二役ということで激務で

あると思います。ですから、ぜひ健康に留意をされて職務を遂行されることをお願いしたいと思います。あわせて、兼掌させる山田助役のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

あとは自席にて答弁をお聞きしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは私の方から、まず第1点目に御質問いただいております構造改革特区の関係につきまして御答弁をさせていただきます。

それで、まず最初の構造改革特区申請の有無についてということで御質問いただいたわけですが、合併前におきまして、構造改革特区を活用して、各町村とも政策的に何かをやるという一つの懸念的な課題と申しますか、そういったものは聞いておりませんでしたし、特区申請そのものについては国の方へ申請がされておられません。

それで、議員、2番目、3番目、いろいろ細かく御質問をちょうだいしたわけですが、お答えするですね、この構造改革特区の考え方と申しますか、そういった趣旨で御答弁させていただきたいと思います。

それで、構造改革特区の関係につきましては、田中議員さんの御発言がございましたとおり、特定の地域や場所に限って規制を緩めたりなくしたりすることで、その地域の特性に応じて、より自由な活動や事業を行えるようにするというのが構造改革特区制度、いわゆる特区というものです。これは議員のおっしゃるとおりでございます。それで、やはり地域の特性を生かす、あるいはその地域を再生するという施策を展開する上においては、この構造改革特区制度を活用するというのも一つの方策ではないかというふうに現時点では考えております。

それで、この特区そのものを導入することになりますと、やはり市の将来計画と申しますか、現状では新市建設計画、あるいはこれから策定をいたします市の総合計画、そういった計画を十分踏まえる中で、いわゆる実現可能かどうか、またそういったいろんなそれぞれのゾーンで展開されます事業がこの特区に値するものなのかどうか、いわゆる事業的確性、あるいは、申請するとなればその構想というものをやはり十分検討しなければならないというふうに思っておりますし、当然その特区というものを申請するに当たっては特区構想というものを当然つくらなければなりませんので、ある一定の地区をその特区と指定をしますという形になりますと、やはりそこにかかっている網と申しますか、おっしゃいました都市計画法を初めといたします他法令の関係、あるいはそこにお持ちの土地所有者、そういった方々の御意見等も当然お聞きしなければならないですし、やはり他法令との調整も十分検討していかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この特区というものにつきましては、やはり十分時間をかけて慎重に取り扱うべき問題ではないかなあと。ただ、おっしゃいましたように、一つの方策と申しますか手段ではないかというふうに思っています。ただ、将来的にこの特区を申請することになりますれば、先ほど申し上げました構想計画から、いわゆる他法令の協議とか、いずれにしましても、当然この議会の皆さん方ともよく相談した上で進むべき問題であるというふうに現時点では考えております。よろしく申し上げます。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

農業関係の御質問のことについても御質問の中にあつたようでございますので、私の方から少しお答えをさせていただこうと思います。

村上議員の御質問の折にも同じような御答弁をさせていただいた形になるかと思うんですが、担い手の育成、それから集団営農、こういった主体的な取り組みをされるものについて行政側としても支援をしていきたいと。この予算の中にも助成費等、予算をお認めていただいておりますが、そういう形をとりたいと。一方では、耕作放棄等のお話も出ましたが、いわゆる自分でつくった農産物、そういった生産物を自分で値段をつけて、生産者の顔の見えるような販売方法をとって、現金収入を得ていただくような喜び、そういった方法もとれるようにということで、この付近にはそういった生産直売をしていくようなところの施設も複数ございますので、そういったところへ出荷をしていただくような、一方では海部農協とか海部農林水産事務所の普及課の専門的な職員の方に栽培技術等を教えていただいて、より栽培方法に磨きをかけていただいた、いい生産物をそういうところで販売していただくと、こういった呼びかけ、指導をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、法人格の農業法人は幾つあるのかという御質問でございましたが、私どもが今つかんでおります数字は、法人格の関係は2団体ということになっております。

以上です。よろしく願いいたします。

## ○市長（八木忠男君）

田中議員の質問にお答えをいたします。

収入役を置かない御支援のお言葉、ありがとうございます。この点についても自分なりに、結構考えました。いろんな状況もあったわけでありまして、決断をさせていただき、どうして置かないんだと、置くべきじゃないかという御意見も聞いたこともあるわけでありましてけれども、今、私どもが示すべく市民の皆さん、あるいは議員の皆さんにも御理解がいただけることと思つて提案をさせていただいたわけでありまして。行財政改革については本当に全職員、力を合わせて進めなくてはいけないということを十二分に承知をしておりますし、機構の改革、あるいは支出の削減、あるいは事業の見直し、あるいは合併協議会での調整がなされた内容についても見直さなくてはいけないのではないかと、これもいろんな面で御指摘いただいている内容もあわせてであります。そんな中で、石崎議員の質問にもありました矢祭町の町長、6期目という町長、三役の給料は一般職の最高に取っている総務課長の給料に合わせたと。ちょっと議員さんのことでは申しわけありませんが、18名の定員数は10名にされたと。あるいは、ほかの協議会、審議会の民間の住民の皆さんの審議会委員の報酬もなくしたなどなど、いろんな状況が、その地域性、生活環境、あるいは私どもの地域と当然矢祭町は違うでしょうし、そうした状況は違うかもしれませんが、その方法も、合併をしなくてそうして進んでいかれる判断。私どもは4町村、こうして合併を目指しスタートをしたわけでありまして、そんないろんな、これからも難しい試練は待っていると思つておりますが、皆さん方のまた御支援をいただきながら、頑張つてまいりたいと思つております。どうぞよろしく願いをいたします。

### ○助役（山田信行君）

田中議員からは、収入役を兼掌することにつきまして激励やら、健康面にまで御心配をかけまして、本当にありがとうございます。私も微力ではございますが、先進地の状況なども勉強しながら精いっぱい努めさせていただくつもりでございます。

なお、念のために申し上げますと、助役の委任事務規則というものを設けまして、一定の範囲内で会計室長が専決処分できたり、また処理できる範囲を定めまして、私とタイアップしながら事務を処理していこうと思っております。いずれにいたしましても、公金をさわる会計事務、皆さん方に御心配をかけないように、厳正、確実に処理をしていきたいと思っておりますので、今後とも引き続き御支援をいただきたいと存じます。以上でございます。

### ○6番（田中秀彦君）

構造改革特区について少し補足した説明をお願いしたいと思いますが、いずれにしても、企画部長が言われましたように、即これが実するというものでもないと思います。ただ、この考え方、アイデアを、各合併した4ヵ町村、あるいは、よく似ておる八開・立田というくくりでもいいわけですが、そういうところで、下から意見を積み上げるといいますか、アイデアを出すという方策が必要ではないかというふうに思うわけです。当然、その地域性はその地域に住んでみえる方が一番よくわかっておりますから、そういう地域から一度、どんなアイデアがあるのか、どんな考え方があるのかということを一遍おろしていただくといえますか、そちらの方で考えていただく手だてはないのかなというふうに思うわけですが、その点はどんなようなお考えですか。

### ○企画部長（石原 光君）

再質問の関係ですけれども、今、田中議員さんがおっしゃるような、そういった手法も私も一つだと思います。

それで、総合計画の中で、まちづくり構想、あるいは総合計画策定に向けて、いろんな住民の皆さんからアンケートをいただきますよと。その中にはそれぞれの提言募集的なものも、いわゆるアイデア的な提言募集もいただきますよという、そういった考え方で進めたいということをお願いしたけれども、今回、今、田中議員さんのおっしゃる、一つの皆さん方からのアイデア、特に構造改革特区についてのそれだけに限定するのではなくて、やはり旧地域の、旧立田、八開、あるいは佐屋地区、佐織地区、それぞれの皆さん方の方から、やはり市の将来といえますか、いわゆる計画といえますか、位置づけといえますか、そういったアイデア、提言募集というものも今回の総合計画の住民意識調査とあわせまして、そういった形の提言募集的なものもっていきなというのを考えておりますので、その中で、特に構造改革特区ということに限定せずに、やはり地域を再生、生かすという一つのアイデアも当然私は出てくるというふうには考えておりますので、そういった皆さん方からの提言的なものを踏まえながら検討していきたいなというふうに考えております。

### ○6番（田中秀彦君）

考え方はわかります。ただ、総合計画、18年の何月でございましたか、18年度中に作成する

ということだと聞いておりますが、それからいろいろな手だてをしておっては、非常に私はスピードが遅いというふうを感じるわけでございます。ですから、新しいアイデアを提言して、それが実現可能な方法であれば、これはどういうアイデア、どういう考えが出てくるかわかりませんが、それが特区申請ができるような方法であれば、これが一番スピードが速いんじゃないかと思うわけです。ですから、そんな方法も総合計画の中でひとつ勘案しながら、早くスピードを上げるという方法を考えていただきたいなと思います。

それから、行財政改革につきましては、市長、助役、おっしゃるとおりでございまして、大変な時期でございますが、頑張ってくださいたいと。あわせて、ここにおられます幹部の部課長さんにもお願いしたいのは、今後は、当然、行財政改革の一環として職員スリム化といいますが、当然、職員の減少ということは避けて通れないのではないかなと思うわけです。ですから、そのような観点からしますと、一方、住民の要望、ニーズというのは、いろいろな考え、多岐にわたってくると思います。ですから、一つの部署にとどまるのではなくて、一人が二つも三つもやれるという考え方を持って今後ぜひ対処していただきたいということ、そしてぜひ自己研さんをし、勉強もしていただきたいということをあわせてお願いして、質問を終わります。

#### ○議長（横井滋一君）

6番・田中議員の質問を終わります。

次に、通告順位15番の25番・中島義雄議員の質問を許します。

#### ○25番（中島義雄君）

食糧と農業の振興について質問いたします。

農業生産にとって最も基本となる農地の維持確保は、国民食糧の安定供給や国土、環境の保全の観点からも不可欠です。そのためには、農村に移住し農作業に従事する者の権利を最優先する戦後の農地制度の基本、耕作者主義は維持すべきです。耕作放棄の解消は大多数の家族経営の成り立つことが前提であり、その条件をつくりながら地域での共同が必要です。食糧の6割をも外国に依存するのは、国民の生存基盤を根本から脅かす事態です。小泉内閣のように食糧自給率の向上を国民の取り組みにすりかえるのは無責任です。私は大事な柱にして、早期に50%台の回復を目指す。そのために、アメリカや財界言いなりの農政から多面的な農業生産の発展をする、このことが必要です。同時に米の消費拡大や食生活の改善、地産地消を推進することが必要です。毎年77万トンの米が輸入され、170万も積み上がった外米、野菜、果物なども激増し、農家は価格下落に苦しみ、農地は荒れ、農村経済は冷え込むばかりです。そんな中で、愛西市の農業振興をどのようにしていくのか、大きな課題です。米価の対策についてどのように進めていく考えか、また市として今の現状と今後の方向についてお尋ねいたします。

二つ目は、ふれあいの里の充実です。

立田では、昨年12月、皆さんのいろんな御苦勞でふれあいの里ができました。このことについても大変敬意を表するものでございます。「みんなであつろう、立田の未来」であつられたふれあいの里は16年12月にオープンし、以来、毎日たくさんの皆さんが来て、生産者が丹精込め

てつくった野菜や花など大変な評判になっておりますが、今後の課題として、一つ、生産者をふやすことについて、もっと量や質を充実してほしいという声がありますが、どのように考えておみえになるか。

10月1日には道の駅ふれあいの里の開駅式が行われますが、さらに発展していく、そうした期待がされておりますが、市としてどのような考えでみえますか。

後は自席で質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

米価の関係で、市として、現状、今後の方向について御質問でございますが、特色ある米づくりというような取り組みをしていただくということは重要なこととは思いますが、それに対して特設的な助成をしていくというような考えは持っておりません。

2点目については、後で教育部長さんの方からお答えをいただきます。

3点目の不耕作地対策の関係について御質問でございますが、これにつきましては、先ほど来複数の議員から御質問がありましたが、そういった関係はもちろんでございますが、中島議員さんも農業委員さんをやっておみえになります。農業委員会だより等も活用して、いわゆる農地の有効利用の呼びかけ、それから不耕作地、そういったことをされないような呼びかけ活動をしていきたいと考えております。

田んぼ等につきましては、これも先ほど来お答えをさせていただいておりますが、集団営農組合から担い手認定農業者への利用権の設定等を呼びかけてお願いをしていくような形はどうでしょうかというような働きかけをしてまいりたいと思っております。

畑の場合については、これも他とよく似ておりますけれども、認定農業者への利用権の設定、それから関係団体への、農業関係の団体ですか、そういった関係への協力を得られるようにお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

そのようなことではなかったかと思っておりますので、1番目の回答とさせていただきます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、お米や野菜を学校給食にという御質問でございますが、現在、学校の給食につきましては、米飯を週に平均いたしまして3.5回、ある週は3回、またある週は4回というようなことでございますので、平均をいたしまして3.5回、米飯を食べていただいております。

そうした中で米飯はどこから入れておるかということでございますが、米飯を買っておりますのは愛知県の給食会の方を通じまして、お米は「あいちのかおり」を県の給食会の指定で、搗精工場を通じまして学校の方へ入ってきておるのが現在の状況でございます。

そして、給食の他の地元産のものにつきましても、こちらも愛知県の給食会の方を通じまして、立田村の、また八開村のレンコン等を利用いたしましたハンバーグですとかサンドフライというようなものが県の方からあっせんをいただいております。年数回、給食の方で利用しておるといような状況でございます。また、地元の青果物の納入業者さんの方につきましても、毎年、給食週間というのが行われております。こうした時期には地元産の野菜を納入いただくようお願いをいたしております。そして、当然、地元の野菜につきましても、需要と供

給のバランスがとれ価格が安定をすれば、学校給食にも積極的に使っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方、ふれあいの里の充実についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の生産者をふやすことについての御質問でございますが、現在、ふれあいの里は三つの部会に分かれておりまして、朝市部会、これは産直施設の方へ納入される部会の方ですが、会員が118会員で、商工部会、商工会の会員さんを主にした部会ですが、こちらが27会員、それから生活改善部会、生活改善グループの方を主体にした部会でございますが5会員、合計150名の会員で、現在満杯の状態でございます。したがって、新規に加入していただくというのが、場所といいますかスペースの関係で無理な状況にありまして、今、空きといいますか、順番待ちをしていただいているような状況にあります。これにつきましては、立田ふれあいの里運営連絡協議会が指定管理者ということで、実際管理運営をやっていただいておりますので、そちらの動きをしばらく見守らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

それで、仮に今、会員になれないからいかんのじゃないかということだけではなくて、先ほど来、複数の議員さんにも御答弁の中で申し上げましたように、こういった施設、いろんな意味で生かしていただくことができると思います。先ほど来言っておりますが、生産者と消費者が触れ合っていて、こういった商品だと消費者の方が喜んで購入をしていかれるかと。いわゆる消費者ニーズの把握にも役立つ一つの役目を持っておりますので、足を運んでいただいて、こういったものが売れ筋としてあるのかとか、こういったものがたくさん売れるのか、そういった情報の発信基地というような役目も持っておりますので、そういった意味で足を運んでいただいて御利用いただく、そういった形をとっていただいたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、生産品のPRとか、ふれあいの里の拡充の関係のことについてもお尋ねでございましたが、道の駅ということで、10月1日供用開始する予定でおりますけれども、それに備えまして、県の方で観光情報施設に、9月の末、端末機ですか、そういったものを設置していただける予定になっておりますので、そちらの方へ画像に出るようにしてPRはしていきたいと。

それから拡充の関係でございますが、議員がおっしゃってみえるように開業して9ヵ月余りが経過したばかりでございます。最近テレビによく取り上げをされまして、盛会裏に現在まで至ってきておりますけれども、当然、先ほど来から申し上げておりますように、同じような施設も近くがございますし、当然、競争関係も激化をしていくというふうに思っておりますので、その辺、ある程度、安定的な軌道に乗るまで現状の形でやらせていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○25番（中島義雄君）

最初に米価の関係ですけど、具体的な方策はないということですけど、市の予算では、加工米では1俵につき2,000円の補助が出ておりますけど、やはり私は、これからの中で、今、米

の米価もことしあたりは大手卸では1万円台、ひどいともっと切れてくる、こういう状況がありますし、今、WTOの関係で、例えば関税がなくなると1俵4,000円になってしまいます。これくらい今、米価が非常に不安定になっている。また、政府の関与が今ない状況の中で、私はこの米価についても、例えば特色ある有機栽培とか、そういう格好でやる場合には、やはりそうした特徴あるものについてもいろんな格好で補助していくということをしていかないと大変なことになるなあとということ。それと、先ほど教育部長さんが言われましたように、やっぱり地産地消で、学校給食などでも米飯給食でも随分ふえておりますが、こうした問題でも一層の普及をお願いしていきたい。同時に、この地域でとれる野菜やレンコンなど、こうしたものも私はもっとどんどんPRして、この地域の特産品にしてふやしていくということをやって、生産者が元気になる、こうしたふうにしていくことが必要かと思えます。その意味では、やはり今、この愛西市になりまして、特にこの地域は田園や非常に景観のいいということで、市長さんも農業委員会の7月のときには、この地方では他の地域から見ると非常に素晴らしいところだというふうにお褒めをいただいたということですけど、なかなかそれが実感できない。特に今、こうした野菜や果物が低価格でおる中では非常に厳しい状況にある、このこともぜひ含み置きいただきながら、私は米対策にしましても、やはりもう少し愛西市の特徴を生かして、減農薬も含めて、やはりPRと一定の補助なんかも、今の加工米ではありますけど、そうしたものはやっていただくように、JAと共同しながらお願いしたいと、そういうふうに思います。

それで、先ほど経済部長さんが不耕作地の問題でも言われましたが、私はやっぱり、どうしてこういうふうにな耕作地がふえるかというのは、昨日、きょうでも出ていますが、やはり農家が米価や野菜なんかの低迷の中でなかなか元気が出ないということ。それから、そうした問題でも、やはり農業関係でも、農業委員会での便りの中や、そして不耕作地をなくしていくためにも、地域での取り組みをもっと広めて、やはり地域でも不耕作地をなくし、自給率が今40%を少しでも引き上げていくために、私は努力していただきたいというふうに思います。

それで、こうした中で、今一番、私は農業委員会の役割は非常に大きいと思うんですけど、たまたま農業委員会も合併に伴いまして、7月から38名、約半分になったわけですね。そんな中で、先進農業の視察や研修費などが予算化されていない、こうした状況ですね。農業委員会からも研修費の補助を求める声が出ておりますが、市としてはどのように考えておみえかお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

中島議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

いろんな意味で、米価の関係から地産地消に至るまで御意見、ありがとうございます。いろいろこれからの参考にさせていただきたいと思えます。

それともう1点、御質問のございました農業委員会委員さんの研修費についての御質問でございますが、これにつきましては、合併調整の統一見解によりまして、その研修費の予算を計上しないというような申し合わせになっておりまして現在に至っておりますので、御理解いただきますように、よろしくお願いたします。

## ○25番（中島義雄君）

調整の中での、これはすぐはやむを得んかと思いますが、やはり今、農業委員会でもそういう声も出ておりますし、津島でも聞きましたら毎年ちゃんとやっているということでは、やはり私は、この農業委員会の今の役割から言っても、来年度に向けてきちんと予算化していただくことを要望していきたいと思います。

そして、先ほどもふれあいの里の関係でいろいろ言われましたけど、やはり私は、こうしたふれあいの里、非常にいいところにでき、土曜・日曜は本当にたくさんの方が見えるんですけど、率直に言って、私も何回か行っていますけど、やっぱり午後になってくると非常に品薄になっている状況。これは、どうしても偏ったものとか、そういうもので、非常に消費者が買いに来るのが多いと、せっかく昼から来てもなくなってしまうような状況がありますから、今、生産者がいっぱいと言われますが、やはりそうした対策もきちんとしながら、このふれあいの里をもっと充実していく、このことが必要かと思うんですけど、やっぱりそういう意味では、このふれあいの里の生産者の量の充実、こういうこともぜひお願いしたいし、特に今、このふれあいの里も非常にお客さんが来ると、中が狭いということでは、私はもっとこのふれあいの里の周辺も含めて充実していく必要があるかと思うんですね。例えば体験農業とか、イチゴとかそういうものの観光農園のようなものを、立田のときにはそういう計画があったと聞いておりますが、やはりこの地域でのそうしたものも含めて、私はもっと多面的に充実させていく必要があるかと思うんですけど、考えを聞かせてください。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

それではお答えをさせていただきます。

午後になって品薄になってくるんじゃないかという御意見がございましたが、これにつきましても、立田ふれあいの里の運営連絡協議会の役員さん等に私もお話はさせていただいておるんですが、ただ、新鮮さを売りにしておりますので、どうしても出される方も売れ残りを大変心配されると。午前の部ですと10時半ぐらいからお昼にかけて、午後は大体2時過ぎぐらいまでがお客さんの多い時間帯で、やはり3時を過ぎると来場されるお客さんがぐっと減ってしまうと。その中で、議員おっしゃいましたような不足分をまたどっと出すということになると残ってしまうと。生産者としては売れ残りというのを大変、処理に困ってしまうということで、その辺のどうも状況もあるようでございます。ただ、行政側の方の立場としては、議員のおっしゃってみえるようなことは少しずつお話をさせていただいております。それが実情でございます。

それから、実際に観光農園といいますか、そういったような形でもう少し周辺を拡充していったらという御意見で御質問いただいたわけですが、1回目の答弁でお答えをさせていただきましたように、当初は立ち上げるときには、実際何億という金をかけてやっていけるのかと。農業振興という意味合いのそういう趣旨はよくわかるけれども、何億もかけるのであれば、農家の方へそれだけの助成をしたらどうだと、そういったような厳しい御意見もいただきながら立ち上げたわけでございますが、幸いにして、現在のところまではうれしいような状況

になっておりますが、先ほども申しましたように、まだ産声を上げたような状況ですので、ある程度、長期間的にそれが軌道に乗るまで、もう少し現状の施設の中の運用が十分され得るよう努力していただくのがまず大事じゃないかなというふうに考えておりますので、ただ、そういう御意見をいただきましたことについては、立田ふれあいの里の方へお伝えをしまいたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○25番（中島義雄君）

ぜひ、そうした前向きでのこういう協議をして、この地域が一つのふれあいの里の拠点になっていくようお願いしておきたいと思っております。

それと、このふれあいの里も、公共施設の関係でいえば、今進められております旧の4町村を結ぶ巡回バスの関係も含めて、やはり私はここの施設を利用する方が市民の方も随分多いわけですから、ぜひそうした巡回バスでもここが一つの停留所になるようにして計画をしていただきたいと思います。今の検討の内容ではどのようになっていますか、その辺のところの見解をお伺いしたいんですけど。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

巡回バスの一つの停留所にという御質問でございましたが、先ほど来質問に出ておりました巡回バスの関係につきましては、検討委員会を立ち上げて、そちらの方で検討をしていただいております。議員のおっしゃいました御意見は検討委員会の方へ申し上げまして、御意見として承って、そちらの方へお伝えをさせていただきたいと思っております。

#### ○25番（中島義雄君）

ぜひ、愛西市もあちこちにいい施設がありますし、そうした巡回バスの充実、また4町村を結ぶ基幹バスとして、大いにそういう公共施設のところも利用していただくようお願いしておきます。

そして、私はこのふれあいの里で一番気になりましたのは、あの出入りに信号機がない、本当に危険な状況になっているということでは、随分利用する方からも心配の声が上がっておりますし、やはり私は、こうした、10月1日から道の駅になりますが、ぜひとも早急に信号機の設置ということであれば、立田のふれあいの里運営協議会からも市長さんあてに信号機の設置の要望が出ておりますが、県道佐屋・多度線の通行車両の交通量が多い中で、車もスピードが速いため、施設への出入りが非常に、信号機がないために交通事故も発生しておるとい、こんなことで信号機の要請も出ておりますが、この辺については、来場者の安全、そして施設に出入りできるように信号機の設置をぜひやっていただきたいと思います。立田のふれあいの里からも出ていますが、市長さんの考えをお聞かせください。

#### ○市長（八木忠男君）

御指摘いただいたところで接触事故も発生しているというようなことも聞いております。担当の方から関係の公安委員会などへも要望しているようではありますが、後ほど詳しく説明させていただきますけれども、何かいい手だてはないか。ちょうど西へ行く、向かって車線があるところへ、よく見受けられるポールのものとか、いろんなことをお願いしておるようであります。そう

した点で交通安全対策についても今後進めてまいりたいと思っております。

担当の方から。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

市長さんの御指名がございましたけど、実務的に担当の方で仕事をさせていただいております私の方から少し、市長さんのおっしゃっていただきました内容の実情をお話しさせていただきたいと思えます。

先ほど市長がおっしゃっていただいたとおり、実際、この9月、ちょっと日にちまでは覚えておりませんが、9月に入って早々でございましたが、愛知県の公安委員会の方へ市長名で信号機の設置の要望書を出させていただいております。もう一つ、ちょうどふれあいの里から立田大橋の方へ向かっていただくと、道路のセンター寄りにゼブラゾーンということで白いラインが引いたところがございますが、そちらの方へ何か安全さく的なものが設けられないかということで、今、県の方と検討中でございます。実際にできるかできないか、まだ詳細についての詰めはいたしておりませんので、今ここで即答させていただくことはできませんが、それと、議員もおっしゃって見えましたが、出入り口がはっきりしないというか、ないような状況でと御発言があったわけですが、あそこは駐車場も含めて県道佐屋・多度線と一体的に、駐車場そのものも道路区域になっております。駐車場そのものも、駐車場とは言うんですが道路区域になるわけですね。だから道の駅となるわけなんです、その辺の絡みもございまして、一般の四つ角交差点のような区分けがしづらいという面もありますので、ちょっとその辺だけ御理解がいただきたいなど。ただ、起こりましたそういった物損的な事故について、ほうっておくわけではございませんので、関係機関の方へはそういった要望をしておりますので、御了承いただきますように、よろしく願いいたします。

#### ○25番（中島義雄君）

いろんな方策を検討してみえるかと思いますが、やはりふれあいの里の協議会からも出ていますように、設置してやっていくというのが一番私は安全対策だというふうに思いますから、ぜひ公安委員会にも、道路であるならば、普通のところと違って道路に対する安全対策という意味では信号機の設置というのは、いろんな理由の中では、私は、きちんと公安委員会にも申しまして、やはりちゃんとした安全対策でいうと出入り口には信号機を設置していく、そのことが必要かと思えます。特に西の方では子供さんが亡くなられた事故もちょっと前にあったと聞いていますから、あのところであって、またこういう状況の中であってからでは遅いということでは、やっぱり信号機の設置はどうしても必要なものでございますから、きちんとやっていくということをお願いして、やっぱり市長さんに強力に、一日も早く、12月には1周年になりますけど、早い時期に信号機がつくように、市長さんの気持ちの決意のほどをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

#### ○市長（八木忠男君）

信号については、過去、いろんな要望、要請して、何年もかかったこともあります。この場所においても精いっぱい努力をしてみたいと思っております。

○25番（中島義雄君）

全体に、この食糧の問題というのは今大きな問題です。特に今、食糧が、先進国では最低の40%という状況、これが今、不耕作地も含めてどんどん悪くなっている。こんな中で私は、食糧主権の関係から、米や野菜、こうしたものを本当に利用して、愛西市が農業や、そして調和のとれた、人と緑が織りなす環境都市をぜひつくっていただくと、そういう格好で、食糧、農業の問題を大事にしてやっていただくことを要望して終わります。

○議長（横井滋一君）

25番・中島議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。40分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして再開をいたします。

次に、通告順位16番の17番・平野博吉議員の質問を許します。

○17番（平野博吉君）

2項目、通告に沿って質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1項目めは、市道における土木整備計画について。

合併して新市になり6ヵ月目に入りました。私たちも愛西市に親しみが持て、名前になじむようになりました。道路改良工事で本年度予算額も10億6,000万ほど要しております現状ですが、しかし財政難等難問が山積しています。市民の関心が高い行財政構造改革などに期待しています。合併総合計画では、幹線道路の整備、公共交通の充実に努め、住宅地と主要な公共施設、交通拠点などを連携し、住民の利便性や産業の効率性の向上を目指しますと、まちづくりの基本方針が掲げられています。市長も、さきの選挙で、都市基盤で機能的かつ合理的な都市環境を形成すると、調和のとれた活気のある愛西市づくりの推進と決意を伺いました。

(1) 都市計画基本図作成は委託中ですとのことですが、市内4地区の幹線道路の接続は。拡幅し歩道がついた市道、まだ狭い市道と、旧町村境が未整備の道が何ヵ所かあります。立田から八開へ、立田から佐屋、津島市へと、また佐織へと通じる市道です。現在、事業計画が進んでいる西部広域農道が早く完成すれば、西部は交通の流通がよくなりますが、おくれていません。ぜひ計画どおり実現していただきたいと思います。県道名古屋・佐織線においては、西へ延ばし新設して早く木曾川新橋線を事業採択されるよう推進していただきたいところです。旧町村の境、接続道路の整備計画はどのようにして進めますかお伺いします。将来の基本的な都市計画路線の考えがありましたらお聞かせください。事業計画の中で、合併特例債を御使用する計画はごうですか。ありましたらお示しください。市長さんの考えはごうか、一言お伺いしたい。

(2) 道の拡幅、側溝、舗装（オーバーレイを含む）等は、本年度申請がありました地元の負担金なしでの受け付けた市道計画はどのように進めますか。今年度の道路関係の総事業費はごう

のぐらいか、旧町村の地区別にお示してください。来年度も同じくらいでしょうか。昨年の実績予算の見積もりで作成に基づいていますかどうかお尋ねします。

当市は、現在、産業の発展もなく、道路事情もあまり変わらず、まだまだ閉塞感があるようにお見受けします。今後、行財政構造改革をさらに前進させる情熱を持って、全市内一円に對等に推し進めていただきたい。この地域の発展は、もっと大きい広域行政ではないでしょうか。おのれの身を切っても愛西市の発展に尽くしていただきたいと思います。

項目2. 大字総代人数と手当の見直しについて。

春の広報で知りましたが、旧佐屋町は人口も多く、一部大字が600戸から数千戸もあります。総代さんが1名ずつで決められています。旧佐織町ほかは数多く小さく分けてありました。呼び名も違っています。「駐在員」とあり、合併前は各町村の決め方の違いがあり、現在は総代数の差があるように思えるが、平等に調整したらどうかお伺いします。

市の会合には地区代表制で会議が開かれていると聞いています。名前も区長制に統一したらと思いますが、現実には、町内は小さく、班別に幾つかの連絡員があると思いますが、代表者に1年の報償金が振り込まれ、また慰安旅行等がありました。今年度は手当が半年ずつに変わり、少なくなったとお聞きしましたが、全戸数割にバランスがとれた数値であるかをお聞かせください。

以上、御答弁をよろしくお願いたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

平野議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

広域農道とか新架橋の関係も絡めて御質問でございましたが、議員が御質問の中でおっしゃって見えますように、道路の幹線につきましての整備につきましては、新市建設計画の中にもございますように、市内を円滑で安全性の高い道路ネットワークが図れるよう、各種事業、これが先ほど議員がおっしゃって見えました広域農道とか新架橋に伴っての関係事業でございしますが、そういったものを考慮しつつ、利便性のあるものに、また地域の均衡ある発展、市としての一体性が確立できますように幹線道路網の整備に努めていきたいと。いずれにしても、こうしたことは、今後進められます新市の総合計画の中で位置づけをしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願をしたいと思います。

それから、各町内のいわゆる道路の側溝とか道路の舗装の関係の御質問でございしますが、これにつきましては、総代さんや駐在員さんから要望のありました場所につきまして、現場の状況、あと旧4地区のバランスを考えて計画をしてございます。もうじき発注できると思ひますが、そのようなバランスを考えて発注をさせていただく予定でおりますので、よろしくお願をいたします。

それから、本年度の道路関係の工事費は地区別に、旧町村大体どのぐらいかというお話でございしますが、これにつきましては、佐屋地区で3億5,100万円、立田地区で1億7,700万円、八開地区で9,200万円、佐織地区で1億2,900万円、これは各旧町村の予算の中、各町村から市へ持ってみえた予算を17年度はとにかく愛西市の予算として一本化したという数字でござい

ますので、よろしくお願いをします。

それから、つけ加えて御質問されましたが、私の方からお答えしていかどうかわかりませんが、来年度は同じぐらいの事業費があるのかというような質問もございましたが、18年度につきましては、18年度の予算編成方針を出されておられませんので、そちらの方の方針が決まり次第、財政部局、そのほかの部局の方との調整を図りながら、18年度分についてはこれから考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（杉山政男君）

それでは、2点目の大字総代人数と手当の見直しについてにお答えさせていただきます。

総代・駐在員会の名称につきましては、各町村、今までの長い歴史がございまして、そこで培われた名称でございまして、合併協議においてこの名称について統一すべきではないかという意見が出たと聞いております。その中で決定がされませんでしたので、今日の状態があるわけでございますけれども、名称の統一については必要があると考えております。

それから、行政事務委託料につきましては、合併協議会において今般の予算計上してあるのが調整されたわけでございますけれども、調整方針に基づきまして行政事務委託料の考え方について、年間1世帯当たり、30世帯までは3,600円、31世帯から100世帯まで2,500円、101世帯から200世帯まで1,800円、それから201世帯以上が1,000円ということになっておりまして、4月の総代・駐在員会と7月に開催しました総代会において示させていただいております。

なお、この調整につきましては、4町村のそのとき14年度の総額を四つ足しましてこの数字が出されたわけでございますが、その合併前のそれぞれの町村につきましては、まず佐屋地区でございますけれども、平等割が12万円、戸数割が1,200円、年割、報酬でございますけれども、総代さんの報酬として7万2,000円。それから立田地区につきましては事務委託金ということで、均等割が1万7,000円、戸数割が2,500円。八開地区につきましては、均等割が3万7,000円、戸数割が3,400円。佐織町につきましては、均等割が10万円と戸数割が1,600円というふうになっておりました。それで、先ほど申し上げました、いわゆる総額を合計いたしまして、この佐屋地区の7万2,000円は除きました全部含めました中で総額を割ってこういう数字が出たわけでございます。今後につきましては、旧4町村の総代・駐在員代表によります連絡会議がございまして、議題として提案し、名称及び行政事務委託料について協議いただく考えでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

#### ○17番（平野博吉君）

ただいま御説明がありましたが、御答弁は要りませんが要望したいと思っております。

市道の整備につきましては、まだまだ側溝やオーバーレイなどが要望が多くありますが、長い月日と経過が必要なことは十分理解しておりますが、市の発注に向け、生活に困らないまちづくりに、新事業、都市計画を実現し、今後もぜひ推進していただきたいと思っております。以上で終わります。

#### ○議長（横井滋一君）

17番・平野議員の質問を終わります。

次に、通告順位17番の44番・加藤敏彦議員の質問を許します。

#### ○44番（加藤敏彦君）

一般質問も最後になりました。通告に従いまして一般質問を行っていきます。

私、日本共産党議員団の加藤敏彦は4点についてお尋ねをしていきます。一つには平和行政、一つには勝幡駅前広場の問題、一つにはコミプラの課税問題、一つには個人情報保護条例に伴う問題についてです。

まず1点目の平和行政の問題ですが、ノーモア・ヒバクシャ、平和行政の推進をとということでお尋ねをいたします。

愛西市は、今議会の初日、9月9日に愛西市非核・平和宣言を全会一致で議決し、平和行政の柱を立てることができました。この宣言を市民がわかるように、広告塔や公共施設での宣言文の掲示、広報やホームページでの全文紹介を早々行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

さて、平和行政、特に核兵器廃絶をめぐる情勢について少し述べさせていただきます。

ことし5月にニューヨークで行われた第7回の核不拡散条約再検討会議は、前回の2000年の会議で合意された核兵器廃絶の明確な約束を実行することが求められ、世界から多くの政府、非政府の代表が結集し、反核、平和の願いを広げてまいりました。日本からも800人を超える参加者が500万の核廃絶を求める署名を届けました。この核不拡散条約再検討会議は、各国政府代表が明確な約束の実行を核保有国に迫り、核廃絶の流れが世界の大勢になっていることを示しました。それは、今や国連での核兵器廃絶の決議の広がりや、世界の非核地帯の動きを初め、欧州での戦術核撤去の動き、平和市長会議の広がりや、核兵器廃絶に向けたイニシアチブなどに鮮やかに示されております。しかし、アメリカのブッシュ政権は、こうした核兵器廃絶の願いに敵対し、核不拡散条約会議では、みずから新型核開発や核使用政策を進めながら、一切の核軍縮廃絶の動きを拒絶するという態度に出ました。今、核兵器廃絶の交渉は暗礁に乗り上げております。

こういう状況の中で、戦後60年、被爆60年の8月を迎えました。テレビなどマスコミでは記念番組を組み、皆さんも見られたと思います。そして8月6日、広島で、広島に世界で最初に原子爆弾が投下された60年目の広島平和公園の記念式典で秋葉市長は平和宣言を行い、核兵器の廃絶と世界平和実現のために、ひたすら努力し続けてきた被爆者の志を受け継ぎ、私たち自身が果たすべき責任に目覚め、行動に移す決意をすると述べられました。そして2020年、平成でいけば32年までに、核兵器の完全廃絶を実現するために行動を呼びかけられました。皆さんのお手元には広島市平和宣言の写しを配らせていただきました。このような宣言がされるのは、一つには、被爆60年で、被爆者の方々が、もう10年先には自分が生きていられるかどうかかわからない。本当に早く核兵器はなくしてほしい、そういう気持ちを、広島市、広島市長が受けとめ、世界に発信されているのであります。

そして私も、ことし8月4日から広島で開催された原水爆禁止2005年世界大会・広島に参加

いたしました。「核兵器のない平和で公正な世界へ行動と共同」をテーマに開催された原水爆禁止世界大会には、海外代表、八つの政府を含む29ヵ国 264名、日本各地の代表 9,000人が参加し、大きく成功いたしました。そして8月6日の平和式典にも参列をいたしました。

今、核兵器廃絶をめぐる状況を、ノーモア・ヒバクシャ、人類と核兵器は共存できない、完全廃絶を求める世論と、平和のためには核兵器は必要だという世論が大きくぶつかっております。けれども、核兵器が必要だと言う人々は、核兵器の破壊力は知っておりますが、核兵器が人間に対しての被害、恐ろしさをあまり知っておられません。特に放射能による被害については、まだ十分に明らかになっていない部分が多いのであります。本当に被爆の実態を知れば、核兵器が必要だと言える人はだれもいないと思います。

愛西市は非核・平和都市宣言を行いました。これから平和行政をこの宣言に基づいて進めていくわけであります。戦後60年、戦争を知らない世代が戦争を知らない世代に、平和の大切さや、そして核兵器廃絶の必要性を伝えていかなければなりません。私も戦後生まれであり、市長も戦後生まれであり、戦争の体験はないと思います。ですから、この平和の課題は難しい課題になっていると思います。そういう点で、今愛西市が行っている平和体験学習は大変貴重な取り組みだと思います。佐織地区の生徒の皆さんも初めて参加をいたしました。このような事業は毎年取り組んでいただきたいと思います。さらに、愛西市が行っている sacrament の交流事業、このように市民の代表も参加できる形に発展させていただけないか。そして、参加された生徒さんたちの感想や内容を学校や市民に知らせて、核兵器廃絶の願いを広げていく取り組みをぜひ行ってほしいと思います。市当局の考えを伺いたいと思います。

平和行政について、もう一つ行っていただきたいことは、戦後60周年、非核・平和都市宣言を記念する行事を行ってほしいと思います。平和行事につきましては、8月27日、佐織では佐織未来を開く会が「すいとんを食べながら平和を考えよう」という行事を行い、佐屋地区では、佐屋九条の会が平和の集いを行いました。この内容はクローバーテレビでも紹介されたのでごらんになった方も見えると思います。ぜひ、愛西市として平和宣言を記念する行事を開催してほしいと思います。

次に、勝幡駅前広場の開発事業についてお尋ねをいたします。

勝幡駅前広場の開発につきましては、6月の議会で、名鉄津島線勝幡駅西の踏切の早急な改善を求めてこの問題を質問いたしました。市当局の答弁として、本年度はまちづくり交付金の対象となるように勝幡駅周辺の都市整備計画を策定して進めていく。地権者の協力を得ながら用地測量等を進めていく計画である。事業計画の面積 6,200から 6,500、地権者はおおむね46人。9月議会までに住民への説明を行うという答弁でした。住民説明会については、きのうの一般質問の中でも8月20日に行ったという市長答弁がありました。この住民説明会は順調に行われたのでしょうか。どのような意見が出たのでしょうか。また、今後の事業計画はどのように進められるのでしょうか。

もう一つ、勝幡駅について、7月より自動改札化が行われ、無人化となりました。無人化について、今、日本共産党が行っております市民アンケート、ここにも設問を設けました。回答が

今25通寄せられております。この勝幡駅の無人化について、「困っていない」は11通、これは44%、「困っている」11通、44%、回答なしが3通という状況であります。また、具体的な意見として、「老人で機械的に弱い私どもは大変です」「足の悪い人のために階段は困りますのでエレベーターをつけてほしい」「障害者になって車いす生活になって身にしみて思うこと、名鉄電車への要望になるかもしれませんが、車いすの利用者のために車いすの扱い方の勉強をしてほしいです」「藤浪駅の無人化はやめてほしい」等が具体的に寄せられております。行政に対して、住民からこの勝幡駅の無人化について苦情や要望は寄せられているのでしょうか。また、同じく無人化になった日比野駅についてはどうでしょうか。お伺いをいたします。

3点目に、佐織地区のコミュニティープラントの課税問題についてお尋ねいたします。

愛西市が誕生いたしまして、これまでの事業を継続していく上で、農業集落排水事業やコミュニティープラント事業の収益に課税されることがわかり、基金条例が設けられております。佐屋町、立田村、八開村について、その基金を管理する内容になっているのが基金条例であります。佐織地区には三つのコミュニティープラントがありますが、これは明記されておられません。このコミュニティープラントの事業会計への課税問題はないのでしょうか、あるのでしょうか。どうなっているのでしょうか。議会への説明もなかったように思いますが、説明をお願いしたいと思います。

次に4点目の個人情報保護条例の施行に伴う問題ですが、個人情報保護条例の実施に伴い、昨年までと同じ対応ができない問題が出てきております。例えば社会福祉協議会の会費を集める場合には、昨年までは名簿が印刷してある領収書を持って町内会の役員さんが会費を集めておられました。ことしは個人情報を出せませんということで、白紙の領収書を持って、会費をもらっては領収書を切る仕事をされております。昨年と比べて大変な負担となっております。また、今月は敬老金の配付についても、名前がつけてあるだけで、住所もない、町内会の班もわからないということで、佐織でいけば駐在員さんが大変な思いをされております。名簿を請求したら「出せません」。そして、やっと出してもらっても、名簿をまた返してくださいとか、敬老の品を配るのに大変苦勞をされました。町内会の役員さんがいつも町内のことをわかる方ばかりではありません。引っ越して間もない方もおられます。また、長く住んでおられても町内の状況があまりわからない方も見えます。個人情報の保護については、この条例ができる前にもいろいろありました。税金の収納や選挙の入場券の配付、これはプライバシーを守るということで、町内会依存から行政の直営にかわってきております。一つ一つの業務について、住民や町内会にお願いするときには負担にならないように検討をし、実施していただきたいと思いますが、行政の考えはいかがでしょうか。

以上4点についてお尋ねをいたします。誠意ある答弁をお願いいたします。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

それでは、加藤議員の平和体験学習に市民の参加をという件につきまして答弁をさせていただきます。

御質問にありましたように、ことしの8月5日と6日にかけて、愛西市としては第1回の派

遣事業という形で実施をさせていただきました。6中学校、各男女2名という形で24名、そして引率者の各先生1名ずつということで、30名の方にお出かけをいただきました。反応は一部伺ってはおりますが、参加の生徒さんからは感想文を今後出していただいて、冊子をつくるという形を今後とらせていただくということを予定しております。また、学校それぞれによって、他の生徒さんへのお話と違いますか報告会というもののやり方は異なるということはお聞きはしておりますが、それぞれ体験を皆さん方にお伝えいただくということをお願いをしておりますし、おやりになるということは承っております。

今、御質問にありましたように、範囲を広げて派遣事業に一般市民をとということではございますが、現時点では、将来愛西市を担っていただく中学生の方々を対象として派遣をし、被爆地の状況を見聞きしていただいて皆さんに伝えてもらうということを考えており、現時点では一般の方々まで範囲を広げるという考えは持っておりませんので、よろしくお願いたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは2点目の、平和行政、いわゆる被爆60年、宣言を記念した行事をとという2点目の御質問に対しまして私の方からお答えをさせていただきます。

御質問にございましたように被爆60年、そして本年は愛西市の誕生という記念すべき年でございます。それで先般御議決をいただきました非核・平和都市宣言そのものが愛西市としての記念すべき行事の一つであるという認識でおります。

それで、御質問いただいておりますこの記念すべき年に行事をしたらどうだというような御質問でございますけれども、先ほど福祉部長の方からも御答弁をさせていただいておりますように、今年度につきましては広島派遣事業も実施をさせていただいておりますし、あえて今年度については特に新たに行事を起こすというような考えは持っておりません。ただ、冒頭にお話ございましたように、御議決をいただいておりますので、早急に非核都市宣言の広告塔の改修といたしますか、既存のものを改修をいち早くして、住民の皆さん方の方へ周知を図ってきたいというふうには考えております。

それで考え方ですけれども、いわゆる非核・平和都市宣言、この御議決いただきました宣言だけで終わってしまうのではなく、やはり宣言そのものが生きるような具体的な行事といたしますか、実行案といたしますか、そういったものを今後検討していかねばならないというふうに考えております。それで、御案内のとおり、いずれにしましても、この平和行政の推進というものは草の根運動に徹していかねばなりません。いずれにしましても、じっくり腰を据えて取り組んでいくべき問題であるというふうに考えておりますので、今後、担当部局の方ともよく調整をしながら、具体的な行事といたしますか、施策といたしますか、そういったものを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方から、大項目の勝幡駅前広場のうちの小項目1点目、住民説明の関係についてお答えをさせていただきます。

この勝幡駅前広場整備の関係に対する説明会については、議員おっしゃってみえとおり8月20日に開催させていただきまして、用地測量の実施について出席をいただいた方々には御了承をいただきました。その中でこういったような意見が出たのかという御質問もございましたが、これにつきましては、用地調査区域図を、赤色とか青色と区分けをしましたその色分けの関係の内容はどういったものかとか、5,000万円控除は受けられるのかとか、17年度用地測量が計画どおりいった場合、18年度から用地買収に入るのかとか、この事業については長年いろんな話があったけれども、実際この18年度から用地測量ということは、事業化して前へ進むといったようなことかとか、こういったような御意見をいただきました。

今後どのように進めていくのかという御質問でございますが、この用地測量を実施しまして、駅前広場の用地を確定した後に、平成18年度、来年度ですが、建物の物件調査も行いまして、地権者の御了解を得られたものから順次用地買収に入っていく予定であります。用地買収につきましては、おおむね3年ぐらいをめどと考えておりまして、この後、予定としては平成20年度以降に工事に入れればいなあというような予定を持っております。よろしく願いをいたします。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

佐織地区のコミュニティープラント事業の課税の御質問の関係でございますが、この関係につきましては、佐織も、佐屋、立田等々の集排事業と同様な扱いということで合併協議の中では確認をされておったわけでございますが、旧佐織の時点において変更契約とかそういった手続をとらんがための作業について、地元の管理組合との同意ができていなかったというようなことで新市の方へ引き継がれてまいったわけでございます。それで、その後、当時の関係の職員等も交えて御説明を申し上げ、また、当時若干の説明不足もあったんではないかというような点、それから団体の方々が地縁団体を届けているということで、その地縁団体を届けておれば課税問題もすべて解決しているのではなかろうかというような、ちょっと誤解、そういったことの思い込み等役員さん方にもあったというようなことで、なかなか合意に至らないということで、その後、何度も関係職員に会合を重ねていただきまして、最近になって理解が得られ、見込みがついたと、このように報告を受けておるわけでございます。

それから、この途中で議会に報告がなかったという点でございますが、先ほど申しましたように、最近合意がなされたということで、途中で議会等の報告において、またその交渉中といえますか、会合を重ねておる点で余分な刺激をというようなことも思いまして、報告がおくれた点についてはおわびを申し上げ、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、一番最後の個人情報保護条例に伴う対応についてということで御質問をいただいておりますので、個人情報の情報管理課担当部長ということで、総括的に考え方についてお答えをさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、個人情報保護条例は、個人の情報の適正な取り扱いに配慮をし、個人の権利利益を保護することを目的に制定をされているということにつきましては、御案内のとおり

でございまして、それで御質問にございましたように、いわゆる市内の総代さん、それから駐在員の皆様方には、必要な情報を提供すること並びに個人情報を含む文書の配付等について、大変御迷惑、御不便をおかけしているということは重々承知をさせていただいております。しかし、ただいま申し上げましたように個人情報保護条例、あるいは法という趣旨を遵守するという状況の中で、市民の、ただいま申し上げました個人の権利利益を保護するということを目的にされた法並びに条例の趣旨をやはり御理解をいただき、御協力が賜りたいというふうに現時点では考えております。

なお、今年度に入りまして、地区の敬老会の該当者の確認、あるいは消防団の新年度の名簿作成等の目的で、ある地区の総代さんの方からそういった情報の提供の申し出がございましたが、やはり現状、市の取り扱いといたしましては、公的申請による住民基本台帳の写しの閲覧で対応していただいたという事例がございます。したがって、今後につきましても、総代さん、駐在員さんの皆様には、先ほど加藤議員さんからお話ございましたように、この法、条例の制定に伴いまして、大変御不便をおかけするということは、先ほど申し上げましたように重々承知をしておりますけれども、やはり個人の情報の収集に関しましては、先ほど申し上げましたその公的申請、現状としては住民基本台帳の閲覧により対応していただくという方法しか今思いつきませんので、そういった形で御不便をおかけすることは重々承知しておりますけれども、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤敏彦議員の質問の勝幡駅の無人化についてであります。勝幡駅ばかりじゃなくて、本市の中、日比野駅もという状況になってしまいました。この点について、市としましても、沿線の市町の首長で名鉄へ直接、再度配置をとというお願いもしてきておりますし、文書での要望もしてきているわけではありますが、何せ名鉄さんの考え方は厳しいものがありまして、今後も機会を見ながら要望活動は進めていかななくてはいけないと思っております。

住民からの苦情・要望はということではありますが、苦情的なことは聞いておりませんが、要望ということで、旧佐織の時代も、この方は大変名鉄には一生懸命でありまして、大宮勝之さんという方です。もう5回ほど佐織時代から、市になっても話を聞かせていただいて、本人さんのお話ですと、名鉄の株を持っているんで株主総会でも発言して頑張ると、質問することとも言ってみえました。過去にもそんな状況のこともあったようであります。しかし、そうした方にも地元の要望として、意見として持っていただいていることも事実であります。

そんなことで、これからも名鉄には、勝幡、日比野ばかりでなくて、愛西市にはたくさんの駅を構えております。そうしたところからもいろんなことで、今後も名鉄には要望活動は続けてまいりたいと思っております。

#### ○44番（加藤敏彦君）

引き続き質問をさせていただきます。

まず大項目の平和行政についてですけれども、企画部長より、平和宣言の広告塔を早く改修

していきたいという答弁でしたが、広告塔については旧3町村で、八開については平和宣言の広告塔がないわけですので、例えば4庁舎にきちっとその広告塔を立てるのか、立てていただきたいと思っているんですけれども、その点はどうかと。

それから、平和宣言文の広報・ホームページでの紹介、また公共施設での掲示についてはいかがでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず1点目の広告塔の関係でございますけれども、現状、各旧町村、3ヵ所既存のものが設置されております。基本的には現状の位置に立っている広告塔を改修していきたいというふうに考えておりますし、加藤議員からお話ございました八開庁舎はございません。ですから、新たにそこへ広告塔を立てるという一つの考え方を今現状持っておりません。そのかわりに、八開庁舎さんの方で立派な懸垂幕を庁舎に掲示するような器具が設けられておりますので、そこへ懸垂幕的なものを作成しまして、常時皆さん方にPRできるような態勢をとっていきたいなというふうに考えております。

それから広報、ホームページの関係でございますが、当然でございます。広報の方についても、早い時期に皆さん方の方へ広報紙に掲載いたしましてPRさせていただきたいというふうに考えておりますし、またホームページの関係につきましても、これは秘書室の方でホームページの方を作成していただいておりますけれども、当然その辺を踏まえて対応していただけるものというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと各施設への掲示の関係ですが、各出先の施設の掲示まではちょっと私は頭になかったんですけど、とりあえず早急に今の広告塔についての改修をいち早くしていきたいということで、まずそちらの方を優先的に進めていきたいと。それから、当然、広報紙等についても、早い時期に広報紙で皆さん方の方へ周知を図りたいということで進めさせていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○44番（加藤敏彦君）

企画部長の答弁につきましては、今年度で実施するという点では受けとめていきたいと思いますが、やはり来年度に向けまして、市長にお尋ねいたしますが、公共施設にこういう宣言文の掲示をしていただきたいという点や、それから福祉部長の方から答弁がありました。将来を担う子供たち、中学生に平和体験学習を行っていただくということですが、 sacrament の交流事業のような形に発展させていただくと、市民の代表が広島に、被爆地に行っていただくという形で宣言の内容にふさわしいものになっていくと思うんですが、その点、そういう方向に向かうことができるのかどうか、その点を、市長の考えを伺いたいんですが。

#### ○市長（八木忠男君）

今の来年度からも続けてという御質問であります。本年度、ちょうどスタートした年に60年の記念の式典の場へ、全市内の中学生の代表に出させていただきました。大人の方には参加をしておっていただきませんが、来年度も引き続いて中学生の皆さんにはこうした派遣事業を進めてまいりたいと思っておりますし、 sacrament の件についても同様に考えております。

#### ○44番（加藤敏彦君）

企画部長がこの宣言文についてコメントされた、宣言そのものが言っているように、今後検討していくと。それから、この平和の問題については、じっくり腰を据えて、草の根で取り組んでいくと。そのことはやはり本当に大事なポイントですので、ぜひその立場で平和行政を進めていただきたいし、今後検討を深めていただきたいと思います。

平和宣言の行事については、第1回の広島派遣事業と宣言を行ったことが愛西市としての行事だという形で5年度は受けとめて、やっぱり広島へ行かれた子供たち、また、ぜひ市民代表もお願いしたいと思いますが、そういう人たちの感想などを聞ける場を、学校だけじゃなくて市民も聞ける場をぜひ検討していただきたいということを、平和行政については要望しておきたいと思います。

次に、勝幡駅前広場の開発事業についてですけれども、住民説明会については、用地測量の実施について了解をいただいたと。欠席された方々についての対応はどうだったんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

欠席をされました方には郵送で資料を送らせていただいております。測量に当たっては、御了承いただいた後、その土地の中へ入らせていただきたいというつもりでおります。

#### ○44番（加藤敏彦君）

欠席された方はまだ資料を届けただけで、了解がいただけていないと。今後了解していただきながら用地測量をしていくということですね。

勝幡駅の無人化については、弱い立場の人たちにとってはやはり不便がありますので、引き続き要望等をしていただき、住民の強い要望がある場合には市当局としても対応を検討していただきたいというふうに思っております。

勝幡駅前広場の開発についてですけれども、今後の予定として、用地の確定がしたら順次、来年から用地買収に入るところは入っていくということですが、ちょっと関連する質問になりますけれども、用地買収をする場合に、お金で買収する場合も、それから代替地を求められる方もあると思うんですけれども、これは別な話なんですけれども、勝幡学区の中で、相続でどうしても農地等を、土地を売らなければいけない、そういう方々が見えるわけですが、そういうような土地がこういう用地確保の代替地等で生かされないかというふうに思うんですけれども、そういうことは可能なんですか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほどの代替地の関係での用地の先行取得という御質問というふうに受け取らせていただいております。大変ありがたい話で、もしそういう御要望のところがあればお聞かせをいただきたいなど。ただ、今度代替を予定される方がその土地で御納得されるかどうかという問題がありますので、そういう情報があればお教えいただいて、今後の交渉の中で生かしてまいりたいと思いますので、そういった方がお見えになれば、差し支えない限りでお教えいただきたいと思います。ただ、先に先行してしまつてという形になりますと、先ほど申し上げま

したように、今度代替を予定される方がそこで納得されるかどうかという問題がありますので、先ほども申し上げましたように、いろんな情報をお知らせいただく中で、交渉の中でそういうお話も出させていただくという方法をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

**○44番（加藤敏彦君）**

その情報の窓口は、市でいくとどこになるのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

経済建設部だけが土地に絡む事業をやっておるわけではございませんけれども、経済建設部の用地課、もしくは都市計画課、建設課、そちらの方へお教えいただければ連絡がとれる態勢はとらせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○44番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

3番目のコミュニティープラントの課税問題ですけれども、説明で地元の同意の見通しが立ってきたということですが、もう一度その中身について伺いますけれども、課税はどの程度課税された場合に課税額が出てくるのでしょうか。東八幡、西八幡、諸桑団地、三つのコミュニティープラントがあるんですけれども。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

各管理組合の課税でございますが、課税というのは、要は収支した場合の余剰金について課税という対象になろうかと思えます。それで、現在まだ各組合さんの方から交渉しておった中で、余剰金がどれだけあるとか、そういったことについて実は承知はいたしておりません。報告もこちらもなかなかいただけない点もございまして、ですからまことに数字的なものはまだ、この組合はどれだけというような数値は持っておりません。以上でございます。

**○44番（加藤敏彦君）**

では念のために伺いますが、割合としてはどれだけ課税されるのかということと、あわせて、これも条例として、条例の改正という形で出てくると思えますけれども、いつの議会に上程できそうなのか、されるのか、それもお尋ねをしておきたいと思えます。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

率や何かについても、実はその残る額によってすべて一定率ではないというようなふうに承知しております。ですから、今ここで軽々に、私どもも詳細な数値を握っておりませんので、まことに申しわけございません。

それから、基金をやるということで、これにつきましても、先ほどちょっと答弁の中でも述べましたように、地元管理組合の同意が得た後には基金条例の方へまた3地区の分を乗せさせていただいてという提案になろうかと思えます。順調にいけば次回にも上げさせていただけると一番こちらとしてはいいかなと、このような状況でございます。以上でございます。

**○44番（加藤敏彦君）**

課税の期限ですね、リミット。順調にいけば12月議会で条例の改正という形で提案したいん

ですけれども、それが順調にいかなかった場合、課税される、されないの期限はいつというふうに判断したらよろしいんですか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

実は内々に私どもも税務署の方に水面下で当たっておるわけですし、先ほどの御質問のように一体いつまで待っていただけるかと、こんなようなことを言っておるんですが、税務署としては年内がぎりぎりのような口ぶりを聞いております。ただ、担当者の心証等もございまして、いつというのが非常に私どももつかみかねておるわけですが、できることなら年内いっぱいというか、年度内ぐらいまで本当は勘弁してほしいんですが、なかなか今の税務署の担当の方も、あんまり待てんよというようなちょっと強い口調に最近なりつつあるなということで、非常に心配しておるわけですが、今ちょっとここで明示ができない点はお許しいただきたいと思っております。

#### ○44番（加藤敏彦君）

コミュニティープラントへの会計の課税の問題については、地元との大変難しい面も含めた交渉になっているということですので、本当に12月の議会に条例の改正ができるよう、引き続き努力をお願いしたいと思います。

次に4点目の個人情報保護条例についての問題ですけれども、企画部長は、御迷惑かけている、御不便かけているという一点張りですけれども、一つは、駐在員さんにしろ総代さんにしろ、行政の手足というような形で住民サービスに御協力をいただいている、そういう方々が本当に名簿の問題で振り回されるということはおかしいような気がするんですが、そういうことが改善できないものなのかどうか。例えば駐在員さんでいけば、例えば敬老の品なら何班のだけだれさんとか、そんな形で書いてあればかなりわかるんだけど、例えばその町内で名前だけでぼんと来ると、顔がわからなければ届けるのは本当に大変な作業になっているという現状を聞いておりますので、そこら辺で本当に、もっとスムーズな努力が図れるような気もするんですが、そういうことができなければ、直接お届け、市の方の責任でやってもらうというようなことが必要になってくると思うんですが、どんなものでしょうか。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

今の敬老の品物に限っての話でございますけど、確かに品物をお届けするときに、昨年までは、旧佐織町におきましては敬老式の御案内状に住所・氏名を載せて御案内を申し上げました。今回、その中で、佐織、立田、八開につきましては敬老のお品を配っていただくに当たって、敬老のお祝い品の品物と敬老式の御案内状、またそれにプラス敬老金の御案内状を窓あき封筒に入れてお配りをしました。ただし、このときに1点、少し私どもの配慮が足らなかった部分がございます。これは今、加藤議員がおっしゃった班数とかいうことまでは市民課の中で住民記録の中には入ってございません。ただし、世帯主名を入れるのが失念していたということがあります。この点で御迷惑をかけたかと思っております。そして、もう1点、佐屋町さんにおきましては、実は75歳以上の方の敬老会の名簿の収集をお願い申し上げました。その時点で、実はお祝い品は70からという形で一つ幅が広うございました。やり方として従来のおと

りになりましたので、総代様のところに一連の名簿をお届け申し上げました。ただし、それが班長さん方のところまでうまく伝わらなかったという部分がございます。加藤議員が当初おっしゃいましたのは、返してくれというような言い方をしたというのは、その点でございます。これが一般のところに流れると、御存じのようにいろいろな問題が生じますので、お使いをいただいた後、地域福祉課の方へお戻しをいただきたいというような御案内を申し上げたことは事実でございます。個人情報、いろいろ窓口等でも私どもが住民の方々に御注意をいただいている面がございます。それで最善の私どもとしてはしたことが、総代様方にかえって御不便をかけたということはいろいろ伺っておりますし、現時点では私どもとしては今後も最善の方法をという形で考えていきたいと思っております。

○44番（加藤敏彦君）

個人情報保護の問題については線の引き方が非常に難しい部分がありますが、行政の協力という形で駐在員さんや総代さんがやってみえる部分についてはいろんな改善が図れると思いますので、その改善方法の研究等をしていただくことをお願いし、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（横井滋一君）

44番・加藤議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月28日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦勞さまでした。

午後3時45分 散会